

平成30年9月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月10日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年9月10日(月) 午前 9時01分
散 会 日 時	平成30年9月10日(月) 午後 4時48分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 5 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	原案可決
第 7 6 号	鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 1 号	平成 3 0 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 2 号	平成 3 0 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 4 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 9 0 号	平成 2 9 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長 永野 和美
福祉こども部副部長 田口千恵子
福祉課長 川畠 利徳
福祉こども部参事
兼こども未来課長 岩間 則夫
こども未来課副参事 伊藤 正一
保育課長 佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長 高木 啓一
健康づくり部副部長 細野 兼弘
健康づくり課長 清水 恵子
健康づくり部参事
兼国民年金課長 関根 則男
長寿いきがい課長 福島 光一
スポーツ健康課長 新井 隆司

(教育総務部)

教育総務部長 佐藤 康夫
教育総務部副部長
兼教育総務課長 岡田 和弘
生涯学習課長 伊藤 和代

(学校教育部)

学校教育部長 服部 幸司
学校教育部副部長
兼学務課長 野本 昌宏
学務課副参事 藤村 郁夫
学校支援課長 上岡 勝
学校支援課副参事 池田 耕司
教育支援センター所長 神田 英昭
中学校給食センター所長 森田 慎三

吹上支所副支所長 大澤 昌弘
川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 篠 原 亮
藤 平 美由紀

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と川崎葉子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第73号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第75号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、議案第76号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第81号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第82号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第85号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第87号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、議案第90号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案11件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号及び議案第80号の一般会計補正予算について審査を行います。次に、議案第84号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、健康づくり部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第81号、議案第82号、議案第85号、議案第87号、議案第90号について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。次に、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について所管事務調査及び継続審査について採決を行いたいと思います。なお、質疑については委員1人当たり質

疑、答弁を含め、議案第84号については30分、それ以外の議案については20分を目標に委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。この方法でご異議ございませんか。

(金澤) おはようございます。先般全体の議会の中で議案に対して質問と説明がありました。本来なら大枠で質問して答えるということなのだけれども、このごろの議会を聞いているとかなり詳細まで入っていってしまう状況なのです。それで、当委員会と同じような意見が出たときにどういう対応をすればいいのかちょっとお諮りしたいのです。もうそれは既に議会でお話ししてあるからというふうになってしまうのか、それとも重複でもやむを得ないから答弁いただけるか、その辺をちょっと確認だけさせてもらいたい。

(誰に答えてもらうの声あり)

(金澤) 誰でもいい。全体的なあれだから。多分皆さんあると思うのです、質問の中で。当然質問しようかなと思っていたものが、前回の議会の質疑の中で話が出てきたというような形で重なってしまうと思うのだ。ただ、流れというのがあるから、そういうものを再度確認して答弁をもらっていいのか、もうあのときしゃべったから要らないのではないかとと言われてしまうかもしれないし、あなたが聞いていないから悪いのだよと言われてしまったらそれで終わりなのだけれども。

(委員長) 今までは、どこどこで答弁したとおりですとかという、一般質問なんかやっていますよね。だから、同じような答弁になるかと思いますがとかという言い方をしていると思うのだけれども、だからほかでそれ言ったではないのと言うかどうかというところなのだけれども。

(川崎) 休憩してもらっていいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)

(開議 午前9時10分)

(委員長) それでは、会議を再開いたします。
今ご説明をしたとおり、この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議題に直接関係のない執行部の退席を認めます。

初めに、議案第73号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長) おはようございます。それでは、議案第73号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、埼玉県において重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が一部改正され、重度心身障害者医療費の支給について平成31年1月1日から所得制限が導入されることに伴い、必要な改正及び文言の整理を行うものです。この改正は、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから見直しを行うものでございます。導入を予定している所得制限に該当するのは、本人の所得のみを対象とし、所得額では360万4,000円以上、収入額では518万円以上の方が対象となり、重度心身障害者医療費支給対象から外されます。また、新規申請者については平成31年1月1日から対象となりますが、既存の受給者については平成34年10月1日からの対象となります。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) おはようございます。まず、1点目としまして質問をいたします。

これは、県が今まで行っていた助成の制度をやめるということで、それに準じて市もやめていく方向というふうにただいま伺いました。県はなぜやめたかというところがちょっと最初の質問をさせていただきたいと思います。国の特別障害者の制度を基準にしているというふうに県議会の報告などでは見ておりますけれども、先ほど応能負担の原則のようなことでお話をされておりますけれども、まず県がやめた理由を最初に伺

います。

（福祉子ども部副部長）今県のほうはなぜやめたか、導入したかということかと思いますが、県の条例のほうは経済的に困難な方を福祉的な観点から援助するということがまずございまして、それに係る医療費を助成することを目的としておりました。したがって、応能負担ということで国の特別障害者手当に準拠して、そちらも所得制限が導入されておりますので、公平性を図るという意味で今回導入したということでございます。

以上です。

（諏訪）経済的な困難のある方ということで所得制限をつけたということなのですが、先ほどのご説明では収入額では518万円、本人の所得では360万4,000円ということなのですが、実際に重度障がいの方々の就労の形として、例えば透析を週3回、透析の患者さん、透析の障がいを持っている患者、透析を受けなければならない障がいを持っている患者さんなどは就労している方が多いかなと思うのです。例えば週3回就労しているとすると、夜間の透析を行いながら通うという方もいらっしゃるかと聞いています。こういった方々の収入額というのが大体どのぐらいなのか。例えば当市においてというのがもしおわかりでしたら。この方々が本会議場でご説明があった対象者が64名ぐらいいらっしゃるということですので、多分こういった方々が主に入るのかなというふうにするかと思うのですが、実際に64名と本会議場でも対象となる方いらっしゃるというふうに伺っていますけれども、その方々の就労の形というのでしょうか、どんなふうにお仕事されているのかを伺いたしたいと思います。

（福祉子ども部副部長）お答えいたします。

今人工透析をされている方等がいるだろうということなのですが、今回64名という対象を想定というか、算出した根拠が平均ということで割合でやっておりますので、特にどの病気の方とか、そういう個人的な積み上げではないので、申しわけないのですが、そこはお答えできません。

（諏訪）また戻って申しわけないのですが、県がこの所得制限を導入するということで、埼玉県以外にも、埼玉県も先進のことでもともとは

低所得者のために所得制限なしで助成をしていたわけなのですが、全国的にほかの県で同じようにやっていたところというのはあるのでしょうか。

（福祉子ども部副部長） 濟みません。全国的に埼玉県と同じように今回導入するところというか、していたところ。

（助成を行っていた県というかの声あり）

（福祉子ども部副部長） 助成は全て2分の1行っております。

（埼玉県以外での声あり）

（福祉子ども部副部長） 重度心身障害者医療費の助成という意味では、全国で行っております。

（諏訪） 全国的にどの都道府県も行っていたということであって、埼玉県は先陣を切って所得制限を設けたということになりますか。

（福祉子ども部副部長） 全て全国的に行われていたのですが、所得制限を導入するということでは18都道府県で導入しておりまして、近隣では東京、神奈川県等が所得制限を導入しているということになります。

（諏訪） 導入しているということなのですが、もう既に導入されていたのか、所得制限が。それとも、今回埼玉県と同じようなタイミングで導入したのかを伺います。

（福祉子ども部副部長） 既にやっていたかどうかということなのですが、濟みません、資料のほうはございません。ただ、今回埼玉県はそういった都道府県に倣ってというか、基準を設けている都道府県に調査をしまして、特別障害者手当を基準として導入することを決めたということでございます。

以上です。

（諏訪） 実施時期なのですが、既存の受給者は平成34年10月1日からということで、新規のいわゆるこれから重度心身障害者の手帳を受けて新たに、これは65歳以上の方は対象外だと思うのですけれども、65歳未満の方々が要するに来年の1月1日から新たに制度を使うという方々が所得制限が適用されるということなのですが、既存の受給者が34年、新規の方々が来年、31年1月1日という始まる開始の時期の違いというか、

理由は何でしょう。違えた理由を。既存の受給者の方々が34年10月1日から、そして新規の方々が31年1月1日から開始をするということなのですが、このタイミングがずれる理由をお願いします。

(福祉こども部副部長) タイミングの違いについてですが、新規の方は31年1月1日から、既存の方というのが現在受給者証をお持ちでして、その受給者証の更新が5年ごとに参ります。その5年目というのが34年10月からということになりますので、そのタイミングでということになります。

(諏訪) 受給者証の更新に合わせてということなのですが、合わせる理由というのは何かあるのですか。

(福祉こども部副部長) 特に理由というか、既に受給の資格を与えてしまっていますので、与えているというのは変ですけれども、34年9月までは受給資格があるわけですから、そこまでは使っていただくということで、経過措置といえますか、そういったことも含まれていると思います。

(諏訪) そういたしますと、既存の受給者の方々がすぐ所得制限を設けられるということのそういった軽減をしていくということということでよろしいわけですね。この重度心身障がい者の医療費の補助制度は2015年1月以降、65歳以上の方が対象から外れました。新たに重度心身の資格のある障がいの手帳をお持ちの方は外されたわけです。そういった方々の人数というのはわかりますかしら。要するに2015年1月以降、65歳以上で重度心身障がい者の手帳を取得した方々。

(福祉こども部副部長) 申しわけございません。ただいま手元に資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

(川崎) おはようございます。それでは、先ほど平成34年10月から64人の推計ということでありまして、それは5年ごとの更新になるのではというお話でした。ということは、その後5年間また更新がなくなるわけなので、5年間は同じになるのですけれども、その間に所得が変わることが当然あるではないですか。そうした場合の措置というのはどのようになさる考えなのか伺います。

(福祉子ども部副部長) 更新時期ということではなくて、所得の場合は前年所得を見ますので、毎年見直しをいたします。

(川崎) では、それはわかりました。

続きまして、現物給付のことについてなのですけれども、結構本会議でも割とこのことについては詳細な質問がありまして、詳細に答弁いただいたかと思うのですけれども、ちょっと確認をしたいところがあります。現物給付15歳まで今対象で実施しているところが、何年の4月から年齢を外して年齢制限がなくなっていくのか伺います。

(福祉子ども部副部長) 現物給付ということで、今までは15歳までということだったのですが、全年齢に拡大するのは平成31年4月診療分からでございます。

(川崎) では、平成31年4月からでよかったですね。それもちょっと確認をしたいところでした。そこに関連してなのですけれども、本市にかかっている人のみということで、他市の病院にかかっている人は現物給付の対象ではなく、それは県内……近隣市においてもそのような状況であるというお話でございました。そこでお聞きしたいのは、市内にかかっている方の割合、また市外にかかっている方の割合というのわかりますか。

(福祉子ども部副部長) 今市内と市外の割合ということでございました。平成29年4月から30年3月、平成29年度の実績で見た感じなのですけれども、現物が47%という割合ですので、つまりは市内は、これ15歳未満にかかっていますけれども、47%と見ております。

(川崎) 47%ということは、その残りは市外ということ。

(福祉子ども部副部長) そうとも言い切れないのですけれども、市内でも償還で請求してくる方はおりますので、これはちょっと出せない数字になってしまうかと思えます。病院を一つ一つ見ていかないとならないということになるかと思えますので、あくまでも現物の割合でその辺は出させていただいております。

(諏訪) 済みません、聞き忘れしました。今回の条例の中に現物給付を入れませんかというふうに、これは議案説明の中にありまして、市長がお話

しされた中です。こちらの議案の説明書の中にございまして、議案第73号は条例改正はありませんが、平成31年度からの支給について現物支給の範囲を拡大するためのシステム予算云々と書いてあるのですが、条例に入れなかった理由というのは何なのでしょう。現物給付するという文言を入れない理由。

(福祉こども部副部長) 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の第8条の中でこれを賄えるということの判断で、既に現物給付をしても大丈夫なように8条でうたっております。

(委員長) ほかにありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 議案第73号、重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正する条例に反対をいたします。

所得にかかわらず、全ての重度障がい者を支援するこの助成制度は全国的に誇るべきものだと思うのです。当市においても重度障がい者を支える家庭の支援をしてきたことは大変評価できると思っております。ところが、県がこの制度をやめることに伴って年間所得の約360万円以上の方、重い腎臓病などで人工透析をしながら、週3回されながら懸命に働いていらっしゃる方など、64名程度を締め出そうとしているものです。2015年には65歳以上で新たに重度心身障がい者になった方たちをこの制度からいわゆる追い出したというばかりなのです。64名の方々の年間の医療費、個人負担の平均は9万1,000円、これは本会議場でもお話しされていきました。個人の負担の平均が9万1,000円ということ。市として補助制度を継続して、重度障がい者で懸命に働く人たちの応援をすることを強く望む立場から、この条例案に反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成30年4月27日付で厚生労働省から家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保について、一定の要件を満たすことをもってそれを確保することにかえることができることとしたこと、園児に提供する食事について市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能としたこと、また居宅で保育を提供している家庭的保育事業者の自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年としたことに伴い、所要の改正を行うものです。

以上です。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) これは、本会議場でも質問がありました。当市においては11カ所行っているけれども、今回この条例に関しての対象はなしという答弁であったかと思えます。それはそうなのでしょうけれども、この条例を

改正することによって今後の見通しとしてどのように考えているのか伺います。

（保育課長）今現在全ての施設におきまして連携施設が確保されておりますので、対象となるところはございませんけれども、今後につきましてなのですけれども、全ての施設が自園調理と、また系列の事業所から提供を受けておりますので、今後につきましてもこちらのほうを適用するところというのはないかと思えます。ただ、連携施設の確保につきまして小規模保育事業所の方も連携施設として確保できるということになっておりますので、そこについては今後対象の施設が出てくる可能性はございます。

以上です。

（川崎）そうしましたら、この条例の中身といいますか、もう少し詳細に聞きたいのですけれども、やはりアレルギーのお子さんとかも大変ふえておられまして、よくそういうご心配をされていらっしゃる保護者の方が多いのですけれども、現在のアレルギーの状況というのでしょうか、またそこに対応する食事の提供ということについてはこの数年変化があるのかどうか、現状をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

（保育課長）アレルギーの関係なのですけれども、小規模保育施設に関してということだけでなくてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（保育課長）実際にアレルギーのおさんは、公立保育所のほうでも大分ふえてきております。公立保育所等におきましては、医師の指示のもとアレルギーの代替食の提供等を行っておりますので、多分こちらの小規模保育施設や他の事業所についても医師の指示のもと提供を行っていくことになるかと思えますので、食事の提供についてはそういう形で対応していきたいと思えます。

（川崎）そうしますと、実際にエピペンでしたっけ、を使用したりだとか、そのような事例というのはどうですか、ありましたか。

（保育課長）エピペンを用意しているお子さんというのは、公立保育所のほうで2名ほどいます。ただ、今までに使用したことはございません。

以上です。

（金澤）それでは、議案第74号についてちょっと質問させていただきたいと思います。

児童福祉法による地域型保育給付の対象事業ということで理解しているのですが、先ほど本市は待機児童ゼロですよというのがお話しになっておりますが、この家庭保育事業の行っているのは先ほど11カ所というお話でしたね。これエリア的には、例えば鴻巣、吹上、川里エリアでどのくらいの数だかわかりますか。わからなければいいけれども。

（保育課長）現在小規模保育施設、家庭的保育事業等の状況なのですが、鴻巣地域が10カ所になります。吹上地域に1カ所ということになっております。

以上です。

（金澤）この家庭的保育事業をやりたいという個人事業主がいた場合に、これは市のほうに申請、保健所にも申請するのだろうけれども、意外と簡単に許可が出るものなのですか。いわゆる条件的なものというのは当然あるだろうけれども。

（保育課長）今までなのですけれども、やはり待機児童、ゼロ、1、2歳児の保育を必要とする方がふえておりましたので、小規模保育施設というのを設置してきましたけれども、今まで3歳児の受け入れが可能ではあったのですけれども、今後につきましては3歳児の受け入れがかなり厳しいような状況になってきておりますので、その辺をしっかりと審査した上で事業を開始していただくような形になるかと思えます。以上です。

（金澤）それと、よく家庭内保育事業になると保育士とかベビーシッターとか保育ママとかいう名称があるではないですか。本市の場合に保育ママという福祉員というのはいるわけですよ。いない。その辺確認したい。

（保育課長）現在保育課のほうでそちらのほうは把握しておりません。

（金澤）すると、ベビーシッターとか保育ママというのはいないということ。

(保育課長) 市のほうに登録されている方というのはいません。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について執行部の説明を求めます。

(長寿いきがい課長) では、議案第75号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明させていただきます。

まず、指定居宅介護支援事業者についてでございますが、要介護1から5の方を対象としてケアマネジメントを行う事業者でございます。平成30年8月1日現在、市内に28の事業所が存在しております。平成26年に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、介護保険法の一部が改正され、今まで都道府県が行っていた居宅介護支援事業者の指定、指導及び監督の権限が平成30年4月1日より市町村に移譲されたため、都道府県の条

例で定めていた事業の人員及び運営に関する基準も市町村の条例で定める必要が生じたため、本条例の制定を行うものでございます。事業者の人員及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるか、あるいは参酌した基準として定めることとされております。本条例では、目的を達成するために必要な最低限度の基準及びサービス提供に当たっての基本的指針となる基準を定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(諏訪) では、75号の質問をさせていただきます。

県から市に権限移譲がされるということなのですが、大きく変わる点は何でしょうか。

(長寿いきがい課長) 基本的には被保険者には影響は何もございません。市のほうで指定居宅介護支援事業者の監督、指導に向かうというのが、今まで県が行っていたのを市が行う、それだけのことでございます。以上です。

(諏訪) 今まで県が行っていた監督、指導がこれから市で行っていくということでございました。私も厚生労働省のほうが出している、老健局の振興課が出していることしの3月30日の改定の内容をちょっと入手しまして、この中からちょっと幾つかご質問させていただきたいのですけれども、一番私が危惧しておりますところが各都道府県介護保険主管局長殿で厚生労働省の振興課長から出ている最初の見出しなのですが、訪問回数の多い利用者への対応を行うという、この文言が非常に気になりまして、国会でも訪問介護の回数制限、1カ月30回以上だとかというものをケアプランに位置づけているとケアプランのチェックの対象になるよというようなことが論議されていたのですけれども、訪問回数のチェックに関して市はどのように行っていくのかを伺います。

(長寿いきがい課長) 訪問回数、訪問介護の中の生活支援の部分の回数制限が国のほうで省令で定められております。こちらに関しましては、本条例でも条件がついておりますので、市のほうに届け出ていただく。

その後、市のほうでケアプランチェックという事業を別で行っているのですけれども、その中で訪問回数が適正であるかを確認していくつもりでございます。

以上です。

（諏訪）その回数が適正かどうかのチェックなのですけれども、基準は例えば何回以上というようなものが示されているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）国のほうから示されております。まず、要介護1が27回、要介護2が34回、要介護3が43回、要介護4が38回、要介護5が31回、これが一月の回数になります。

以上です。

（諏訪）本来ならば介護1が軽度で、介護5が一番重いということになるかと思うのですが、その回数が伸びていないというか、途中介護3が一番回数が多いのですけれども、この回数設定というのはどのように捉えられていますでしょうか。

（長寿いきがい課長）申しわけありません。厚生労働省令で出た数字ですので、こちらで詳細はちょっとつかんではないのですけれども、考えられるのはやはり要介護1の場合は軽度ですので、生活支援がそれほど必要なかどうかというのが省内で議論されたものではないかと考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、要介護3というのは非常に、43回ぐらいまでは大丈夫ということなのですが、要介護5ですとほとんどベッド上の寝たきりの方ということで、生活支援はそれほど必要ではないというような観点から厚生労働省は回数を設けているということよろしいでしょうか。

（長寿いきがい課長）詳細はわかりませんが、そのように私は考えております。

以上です。

（諏訪）市のほうからいただいた資料を見ていまして、ケアマネジャーの配置の基準の第5条のところで利用者を35人ごとに1人のケアマネが

必要であるという配置基準なのですけれども、先ほどもご説明ありましたように、要介護1から要介護5までのケアプランを居宅介護支援の事業者が扱うのだということなのですけれども、今要支援の予防のケアプランも居宅介護で介護支援で受託して、いわゆる包括ケアセンターでしたでしょうか、から受託して予防の介護プランをつくっているかと思うのですが、予防支援のケアプランの人数というのはここでは特に示さないということでしょうか。

(長寿いきがい課長) 本条例で定めているのは、あくまでも要介護1から5の居宅介護支援事業者の基準になります。ことしの3月に……失礼しました。その前に定めた条例の中で要支援1、2の方の基準というのは定められております。

以上です。

(諏訪) では、その要支援1、2の方々のプランの人数というのはどのように定められているのか、ちょっと伺いたと思います。

(長寿いきがい課長) 済みません。今その条例はちょっと手元にないものですから、後でご報告させていただきたいと思います。

以上です。

(諏訪) プランが適正か適正ではないかを今後は市が指導、監督をしていくということですが、今は訪問介護の回数が厚生労働省から示されて、これがオーバーするようなケアプランを特にチェックしなさいという指導かと思うのですけれども、どのような方法で抽出というのでしょうか、例えば訪問介護の回数の多かったものを市としてはどのようにキャッチするのでしょうか。いわゆるケアマネの事業所からの申告になるのでしょうか。それと、その指導方法といいますかを教えてください。

(長寿いきがい課長) あくまでも条例に定められているとおり、申告をしていただきます。それに基づきまして、その中身に関しましてはケアプランチェックという事業の中で、市のほうで生活援助が適正であるかをケース・バイ・ケースで検討していきます。ですので、超えたからといって直ちにこのプランがだめという話にはなりませんので、被保険者

の方の状況によって考えていくことになると思います。

以上です。

（諏訪） 申告漏れがあったときは、どのようなことになりますか。

（長寿いきがい課長） この条例の中で定められておりますので、当然後で何かしらの状況により確認がとれた場合には市のほうの指導の対象になると考えています。

以上です。

（諏訪） ケアプランというのは非常に作成する際にはまず利用される方の気持ちを聞いて、ご家族の気持ちを聞いて、あらゆるそこにかかわる事業者の人たちとの会議を持ちながらケアプランというのはつくっていくとっております。もちろん毎月毎月モニタリングをしながらプランが適正かどうかをチェックするのがケアマネジャーの仕事かなというふうに思うのですけれども、いわゆるここに掲げられた適正でないと思われるプラン、申告をして、そして市のケア会議でしょうか、そちらのほうでそれが適正かどうかを会議にかけるということになるのですが、そこに本来もともとにかかわっていたプランを作成時の利用者だとか家族だとか、いわゆるかかわる事業者の方々の生の声というのはどこで市はキヤッチする予定でございますでしょうか。

（長寿いきがい課長） ケアプランチェック事業では、我々と、それから地域包括支援センターの介護支援専門員とで協議をする考えでおりますので、ご利用者の生の声を聞くのはその状況ではないと考えております。以上です。

（諏訪） 例えばひとり暮らしの方が介護度は低くても生活支援のサービスを受けながら何とか自宅で思うような生活をされているという方もたくさんいらっしゃいますし、また認知症で介護度はそれほど高くないけれども、要するに生活支援を受けながら何とか地域で暮らしていけるという方がとても多いと思うのです。その方々の生の声が聞けないところでその方のケアプランが正しいのか、正しくないのかと判定されるというのは非常に困ったことだなと思うのと、あとは作成するケアプランの責任というのが非常に重くなると私は思うのですけれども、その辺はい

かがでしょうか。

（長寿いきがい課長）介護支援専門員がつくるケアプランですので、この条例の第4条にも書いてありますとおり、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮したケアプランをつくらなければいけないと考えておりますので、ご利用者さんの希望、これは当然あるとは思いますが、あくまでも介護保険の趣旨に沿ったケアプランをつくっていただく、それをもとに回数が多い場合には市のほうでチェックをかけて、それが適正であるという判断ができればそのままこのケアプランを進めていくことになりますので、ご利用者さんの不便になることはないと考えております。

以上です。

（諏訪）ただいまケアプランが適正か適正ではないかというところでは訪問介護の回数が主にチェックの対象になるということなのですが、それ以外に適正プランかどうかのチェックってどういったところに注目をして行うのでしょうか。

（長寿いきがい課長）現在のケアプランチェックでは、訪問だけではなく、デイサービスなりショートステイなり、そのようなサービスの提供の中でご利用者さん、先ほどお話ししましたとおり、自立した日常生活を営むことができるかどうかということを観点にケアプランチェックを行っておりますので、過剰なサービスというわけではないとは思いますが、必要なのか、必要でないのか、本人のためになっているのかを見ていくことになると思います。

以上です。

（諏訪）ケアプランのチェックというのは、プランの更新のときだとか、そういったときには本当にかかわっている事業者担当者会議というものを持ちながらケアプランを作成して、もちろん毎月モニタリングを行いながらやるものだと思うのですが、それが適正ではないという判断材料というのはちょっとなかなか難しいかなと思うのですが、例えばデイサービスが多過ぎるよとか、少な過ぎるよとか、あとはこれから福祉用具のレンタルのほうも制限が出るというふうに伺っているの

ですけれども、本当に必要だということをごどのようにケアプランに書き込んだら適正とみなされるのか。済みません、伺います。

（長寿いきがい課長）介護はその方その方一人一人身体状況、それから家庭状況等違いますので、一概な基準は難しいかなと考えます。やっぱりケアプラン1個1個を見て行って、初めてその方に適正なものが出てくると考えますので、これをスタンダードな基準というのは私はないと考えております。

以上です。

（加藤）では、質問させていただきます。

県のほうからの移譲するというふうなことでの条例ということになっているわけですけれども、県のほうの今までの条例内容と今回これで新しく市独自の条例をつくるわけですけれども、何か変わるものがあるのか、内容的に。

（長寿いきがい課長）埼玉県と唯一違うところというのは、第34条の暴力団排除のための条文、これをつけ加えておりますので、このみ本市の独自規定で、それ以外は埼玉県とそっくり同じものでございます。

以上です。

（加藤）では、ほとんど今までと変わらないサービスができるというふうな内容の確認でよろしいのでしょうかね。

（長寿いきがい課長）事業者指導の基準に関しましては、県の条例と何ら変わっておりませんので、同じような基準で指導、監督をしていきます。

以上です。

（加藤）それから、先ほど生活支援の回数を示していただいたわけですが、これは要介護1から5までの回数が1カ月の回数というふうにお話があったと思うのですが、時間的なものというのは回数だけではちょっとどのぐらいの利用時間ができるのかがちょっとわからないので、もし時間がわかれば教えていただきたいのですけれども。

（長寿いきがい課長）確かに介護度によって提供時間数等が違うのですけれども、国が示しているのはあくまでも生活支援の回数という基準で

示しておりますので、逆に言うと介護保険ですから、1回当たりの提供時間は最低でも20分以上かけなければいけません。ですので、そこからの時間になるのかなと考えております。

以上です。

（金澤）議案第75号について少しお聞きしたいのですが、今諏訪委員とか加藤委員からお話がありましたのであれなのですが、聞きたいのは先ほど加藤委員から鴻巣の条例制定の中で独自にあるものというのでこの資料を見たら一番下に第34条か、暴力団排除のための条例というのが本市独自ですよという説明を受けたのですが、それに関連するのだけれども、この暴力団排除の条例云々、これは独自に行ったというのですが、この背景というのは何かあるのですか。

（長寿いきがい課長）本市の条例を制定するに当たりまして、暴力団を排除する条項を盛り込むようにという、どこで指示がされたのかはちょっと詳細は覚えてはいないのですけれども、全てこのような条項を盛り込むという指示があったというふうに考えておりますので、今回本条例を制定するに当たっても暴力団排除条例を加えさせていただいております。

以上です。

（金澤）そうしますと、今の説明ですとこの条例の制定は本市独自だけれども、ほかの市町村ではどういふのがあるのか、調査していますか。

（長寿いきがい課長）この条例まだ定めているところはそんなに多くはないのですけれども、他市もやはり暴力団排除条例は入れているところが多いです。

以上です。

（金澤）であるならば、県から移譲した案件だけれども、県のときにはこういう条例はなかったのですか。条例がなかったのか、県の条例の中では。

（長寿いきがい課長）済みません。県の条例は再度確認させてください。

（金澤）内容的には、では後でお話しいただければいいです。

それと、これは県から市町村への業務移管ということで条例制定を今回

やっているわけですが、この業務移管によって今まで県からいろんな事業で業務移管を受けています。これもその一つだと思うのですけれども、これを県から受けることによって本市の皆さんの事務量というか、仕事の影響というか、その辺はふえるのか、どういう状況になるのか確認をしたいのですけれども。

（長寿いきがい課長）先ほど申し上げたとおり、8月1日現在で28の事業所がございます。これを今までは県が、どのようなサイクルかわかりませんが、回っておりましてけれども、今後は市が指定は5年でワンサイクルになりますので、その間に必ず1回は行かなければいけない。できれば、長過ぎますので、1年か2年に1遍ぐらいは回りたいと考えておりますので、そのように体制を整えていきたいと思っております。

（金澤）そうすると、各事業所への訪問、これが市のほうでやらなくてはならない。それに負担するいろんな仕事面というのは出てくると思うのだけれども、これを県から移譲することによった形の中で当然従来以上の仕事量が皆さんにはかかってくるわけだけれども、その対価というか、そういうものというのは県から補助金とか何か、そういうのはあるのか確認したい。

（長寿いきがい課長）そのような補助金はお出ししておりません。

（金澤）そういうのはないということの中で、では県より各市町村が全部移譲するから、それについてはもう自前で仕事をしなさいということになったということで解釈していいの。それに対して、市町村は何のあれもやらなかったのですか。

（長寿いきがい課長）この医療の確保に関する法律の中でさまざまな権限が移譲されてきております。地域密着型のデイサービスであるとか、それから今回のケアマネジャーの事業所であるとか、そのような事業所の権限移譲に関して介護保険上の何かしら補助なり援助なりが来ているという話はないです。交付税の中にもしかすると算定されるのかもしれないのですけれども、こちらに関してはちょっと私は、申しわけありま

せん、不勉強でちょっとわからないのですけれども、そこに関してはないです。

以上です。

(金澤) では、もう一点だけ。

そうすると、今度は逆に被保険者には影響はないですよという説明だったのですけれども、実際やっている介護事業者、これが本市でやっている介護事業者への影響というのはあるのか、ないのか、今後出そうなのか、いや、それは全然問題ないですよになるのか、その辺はどうですか。

(長寿いきがい課長) 今まで県が行ってきた指導、監督になりますので、県内の事業所を県が全部行っておりました。当然行っても5年に1遍ぐらいしか見ていなかったと考えております。これが市のほうになりますので、28の事業所を小まめなサイクルで回るようになりますから、当然ケアプランそのもののチェックも市のほうでもっと小まめにチェックできるようにしますので、市といたしましては利用者さんに対する適切なケアプランがさらにできるようになると考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、第75号議案に反対をいたします。

まず、介護保険は2000年に制度が始まりました。たび重なる法改定が行われて、本当に複雑な制度になっています。2017年には要支援の1と2の方々の訪問介護と通所介護を介護給付から外しました。そして、2018年4月からの報酬改定では訪問介護の生活援助が引き下げられています。身体状況とともに生活の状況は一人一人違うのは当たり前です。特に認知症の人の場合、個別的な支援がとても大切です。サービスの必要性は同じ要介護度でも人によって違います。そのためにケアマネジャーがしっかりアセスメントをしてケアプランを立てている。それを一律の

訪問回数を規定すること自体、介護保険の趣旨から大きくかけ離れております。今後は市がケアプランチェックを行いながらケア会議にかけていくということなのですが、ケアマネが利用者を説得する役割を担わされてしまうと思われます。そういったことをすると、ケアマネジャーと利用者家族との信頼関係が崩れてしまう危惧があります。真面目にやろうとすればするほど苦しむのがケアマネジャーではないかなというふうに思います。基準未満に自主規制することになりかねない、利用者の代弁者になるのがケアマネの業務だと思う観点から、この条例案には反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉こども部副部長) 先ほど議案第73号の中で諏訪委員よりご質問いただきました、2015年1月以降重度心身障がい者になりながら65歳以上ということで重度心身障害者医療費から資格が与えられなかったというか、資格対象とならなかつた方の人数ということによろしいでしょうか。

295人、29年度3月までにおります。

以上でございます。

（長寿いきがい課長）では、議案第75号の件につきまして、まず諏訪委員さんからのご質問についてお答えします。

介護予防のほうなのですけれども、基準としては必要な数というふうになっておりまして、数は定められておりません。ただし、鴻巣市の場合地域包括支援センターの業務に支障が出るおそれがありますので、あくまでも内規ですが、1人当たり16人を目途にやってもらいたいということで指導をしております。

続きまして、金澤委員さんがお聞きになりました埼玉県条例の確認ですけれども、埼玉県条例に暴力団排除の条項はございません。ただ、埼玉県は暴力団排除条例というのがございます。鴻巣市も平成24年に鴻巣市暴力団排除条例を制定しております。今回のこの条例に関しましては、鴻巣市暴力団排除条例の趣旨に基づきということで暴力団の排除の条項を入れさせていただいています。

以上です。

（委員長）次に、議案第76号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）議案第76号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

現在小中学校の体育施設利用の対象施設は、各学校の体育館及び校庭と定められており、中学校の武道場については利用の対象外でありました。中学校武道場については、市内8中学校のうち鴻巣地域にある鴻巣中学校、鴻巣北中学校、鴻巣西中学校、鴻巣南中学校、赤見台中学校の5つの学校に武道場がございます。また、現在公共の体育施設として総合体育館、コスモスアリーナふきあげと2つの体育館があり、これらの施設内に武道場がそれぞれございますが、多くのスポーツ団体の予約が競合している現状が見受けられ、利用者からの中学校武道場の開放について要望等が寄せられております。これらのことから、中学校武道場は学校

の体育の授業や部活動の活動の場としての本来の目的があることを前提に、各スポーツ団体に開放するためには一定の利用条件を付して利用できる団体を特に武道に属する団体とし、活動場所としての拡大を図ることを目的とし、新たに武道場を対象施設に加えるための改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（加藤）では、何点か聞かせてください。

まず、1点目なのですけれども、武道場の今までは体育館と校庭というふうなことだったということで、武道場を貸し出しをするということでの料金設定になるかと思うのですが、使用料の設定、300円と半面で150円というふうな内容は何を基準にというか、料金設定をされたのか、まず1点お聞かせください。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）この料金の設定の根拠につきましては、以前スポーツ健康課におきまして平成26年8月1日から平成27年3月31日までの間に実施いたしました総合体育館の耐震補強工事の際に、臨時の代替施設としてこれらの武道場の開放をした経緯がございます。この際に鴻巣市立中学校の武道場の利用に関する条例を制定し、条文に武道場の使用料を設定したものを引き続き今回の利用料として設定したものでございます。

以上でございます。

（加藤）では、そのとき、改修のときにそこを使用したときの料金設定をそのままということなのですけれども、例えば体育館の全面を借りて300円、でも武道場というのはそんな広くはないですよ。そういうふうなことからいうと、同じ料金というのはどういうことなのかなとちょっとわからないのですけれども。面積的なそういうことから考えても。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）現在総合体育館並びにコスモスアリーナの武道場の利用料金につきましては1時間500円という設定がご

ございます。これらを加味いたしまして、この金額よりも当然利用料につきましては低いという現状がございます。あわせて、26年当時の耐震工事の際にもこのような設定をいたしたという、先ほどの繰り返しになりますが、これらの経緯を踏まえて設定をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

（加藤）では、武道場の内容的なもの、体育館も改修しましたよね。総合体育館を改修して、1時間500円ということをやっている。コスモスアリーナもそういう設定になっているわけです。各5校の中学校に設備があるというふうな先ほどの説明でしたけれども、内容的にはほかの総合体育館とかに劣らない利用のできる内容でいいのでしょうか。大丈夫というふうなことですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）この中学校武道場につきましては、半面の部分につきましては床張りの剣道というような目的でなっております。あわせて、その半面につきましては畳が敷いてある状況でございます。それぞれ5つの中学校につきましては柔道部または剣道部という日常的に使っておる現状がございますので、それらの整備につきましてはほぼ現状が同じ状況でございます。

以上でございます。

（加藤）今までの利用団体が多くて、こういう開放していただけるということは本当にいいことだと思うのですが、今までの利用実績というか、2体育館の利用だけで今までは活用してきたわけですが、5カ所ふえるのでかなり緩和されると思うのですが、今までの利用回数というか、利用実績的なものというのはいわかりましたら。今までの団体の人たちの。その人たちがどのぐらい使えなくて困っていたというか、そのことが実際どのぐらいの状況であったのかをお聞かせください。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）平成29年度実績で申し上げさせていただきますが、まず総合体育館の月1回以上利用している、既に登録されている定期利用団体でございますが、16団体でございます。また、コスモスアリーナふきあげにつきましては、29年度10団体の定期利用団体

がございます。この利用人数等を申し上げますと、平成29年度につきましてまず総合体育館の武道場につきましては1万7,351人、コスモスアリーナふきあげの武道場につきましては1万3,106人の利用状況となっております。

以上でございます。

（加藤）最後にもう一点。

各中学校の場所になるわけですがけれども、申し込み方法というのはどこでどういうふうにできるのかを教えてください。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）この貸し出しの手順、流れでございますけれども、まず利用したいそれぞれの中学校に利用団体登録の申請書、またはあわせて利用登録者の名簿のほうを提出をいただきます。この利用団体の申請書の部分を各学校長が受理した中で、その中に定期的な、例えば月曜日の何時からというような、そういった定期利用団体の利用時間を明記するところがございますので、そういった申請書のほうを提出をし、各学校長のほうが最終的に判断をするという現状でございます。

以上でございます。

（金澤）それでは、議案第76号の小中体育館の利用についての条例について何点か質問します。

まず1点、今回の柔道と剣道での利用について、武道場という形になっているわけですが、弓道というのはいらないのですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）弓道につきましては、違った意味でのスペースが必要となります。現在中学校の武道場につきましては、柔道、剣道という2つの種目ができるような現状のみとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（金澤）今回の利用できる学校が鴻中、西中、南中、北中という形で鴻巣地域に入っているのですが、吹上とか川里云々について当然体育館もあるのだけれども、そちらでの設置というか、その辺は考えていたのか、いや、はなからアリーナ等があるからいいのだというような形になったのか、その辺はどうなのですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）吹上地域につきましては、吹上中学校、吹上北中学校、川里地域につきましては川里中学校と合わせて3校の中学校がございます。この武道場の過去の経緯という部分まではなかなか私も詳細はつかめておりませんが、吹上中学校におきましては柔道または剣道の部活動がないという現状でございます。吹上北中につきましては、剣道部のみが部活動としてございます。川里中学校におきましても柔道、剣道部、それぞれ部活動がないという現状の中で、過去の経緯もございますが、武道場のほうの建設につきましてはこのような現状が加味されておるものかと認識しております。

以上です。

（金澤）よくわかりました。

次に、先ほど加藤委員の中から利用者状況等で総合体育館とコスモスアリーナのお話がありました。いわゆる利用時間等が競合するから、当然それにはじかれたのは中学校等で利用するという動きが出てくると思うのですが、今までの中学校での武道場云々で利用すると、利用する人というのは結構専門的な人が多いわけです。そうすると、設備とか設置とか、そういうものに対してこうしてもらったほうがいいのではないかと要望等が出てくると思うのだ、今後。それについて改修するかどうか、そういうものはどういうふうに受けとめるような形になっているのか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）学校の武道場につきましては、今の現状で申し上げますと体育の授業での柔道や剣道としての利用活動をされています。あわせて、部活動として柔道、剣道というような形で使用しておるのが現状でございます。その他の競技等でいろんな要望等が出てきたときでございますけれども、これらの部分につきましてはとにかく学校教育の施設で武道場はございますので、支障のない範囲内で開放していきたいという部分がございます。この部分について開放した後、例えば要望等が出た部分につきましてはなかなかその部分については現状厳しい部分がございますし、あわせていろいろな武道以外の団体等に開放いたしますと、やはり今申し上げたような床や畳等の損傷するよう

なそういった部分も考えられますので、なるべくこの部分につきましては武道という部分にある程度限定した中で開放し、現状での要は武道場で開放していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(金澤) 私の質問があれだと思うのですが、体育館で武道をするに当たって当然畳とかありますよね。利用者で今回利用料金を徴収するわけなので、実際畳が傷んでいるとか何かあると利用者というのは結構専門的な人が多いから、これだと実際けがをするとか何かあるよとかと言われて、新たなものに直してくれとか、ちょっと改修してもらえないかとかいう話は今後出てくるのではないかと思うのですが、それに対する対応というのはどうなのかなという質問なのです。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 学校開放の修繕等につきましては、スポーツ健康課のほうも修繕等を持っておりますが、武道場という部分に特化いたしますとなかなかその部分については現状厳しい部分がございます。私どものほうで所管しております教育委員会教育総務課のほうでの対応が出てくるかと思いますが、それらにつきましては精査してまいります。

以上でございます。

(金澤) 最後の質問ですが、先ほど加藤委員からもお話がありました。いわゆる中学校での利用ですから、中学生の体育の授業とか部活動の利用が当然あると思うのですが、申し込み云々は各中学校に申し込んでくれというところなのですが、スケジュール的に実際申し込まれたときに部活動で練習するとか、何かそういうものがバッティングしてしまったとか、そういう云々になった場合には、これはもう学校長の判断で処理できるのか、その辺だけお願いします。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 今金澤委員が申しあげましたとおり、各学校長の判断で部活動最優先、または学校行事等に重なった部分につきましてはそれぞれの団体のほうに連絡をし、使用の禁止という部分を求めていく現状でございます。

以上でございます。

(川崎) 今回この条例一部改正ということでございますけれども、他市の例というのは把握していたのかどうか伺います。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 近隣市町の武道場の開放の現状でございますが、隣の北本市におきましても武道場のほうを開放しております。行田市におきましても開放しているような現状でございます。以上でございます。

(川崎) 先ほど吹上の方面の話のときに、吹上北中は剣道部のみあるということございましたけれども、こちら練習はどこで行っているのかわかりますか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 吹上北中の剣道部につきましては、体育館を使用しますバスケット部、またはバレー部、そういったそれぞれの男女の部活動もございますので、土曜日、日曜日、うまくローテーションを組みながらの活動ではないかというふうに思います。以上でございます。

(川崎) 今の武道場、要するにこれから中学校を開放するわけですので、現在は総合体育館とコスモスアリーナになるわけですがけれども、総合体育館のほうは16団体、吹上のコスモスアリーナのほうは10団体ということでした。合計しますと26団体というふうになるわけですがけれども、登録をするというお話がありました、申し込みのときに。これは、吹上の中学校はありませんので、吹上で利用されている方たちも当然ながら鴻巣の地域というのは利用するのでしょうかけれども、そうしますと例えば1つの団体が5つの中学校全てに登録をするということなのかどうか。地域性というのは関係あるのかなのか、その辺について伺いたします。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 1つの団体が複数の学校を同時に予約するというにつきましては、当然ご遠慮願いたいと思います。

(川崎) 登録をするという必要はないのかということですが。要するに中学校いきなり予約でいいのでしょうか。それとも、あらかじめこちらの中学校にあるA団体はこの中学校に登録をするとか、そういう学校の安全上の問題でお伺いいたしました。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）1つのAの団体がAの中学校に定期的な申し込みを申請するというところでございます。

（川崎）そうしますと、吹上のコスモスアリーナは10団体利用しているのですけれども、こちらの方たちも例えば赤見台中学校に申し込みをしたら、その赤見台中学校だけ申し込んでいくとか、その辺どうやってすみ分けというのでしょうか、するのかなと思うのですけれども。きれいに地域性が分かれているのかどうか。吹上はないわけですが、吹上の中学校に。だから、そのシステムがちょっとよくわからないのですが。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）それぞれの、例えば吹上地域でコスモスアリーナを使っています団体等につきましては、活動の拠点とする場所が、例えば今川崎委員がおっしゃったような赤見台中学校が望ましいのか、当然団体の構成によって、例えば鴻巣中学校のほうが集まりやすいとかというようなことも考えられますので、それぞれの団体のそういった構成されている地域性を考えて、個々の中学校のほうに定期利用団体の申請をするというような現状になるかと思えます。以上でございます。

（川崎）そうしますと、それはあくまでも団体にお任せをするということで、そこに市としてかかわることはないということで、団体の自主的にやっていただくということで、その後のことについては学校長が判断をしていくということなのかなというふうに感じました。

あと、もう一点気になりますのがやはり安全上の問題なのです。授業にも差し支えがなく、また部活動にも差し支えなくというふうになってきますと、おのずから利用される時間帯というのが限られてくるかと思うのですけれども、1つの団体があいているからといって毎週毎週というわけにはいかないでしょうし、1つの団体が月にどのぐらい利用しているのかとか、そういうふうな、いろんな人が出入りをするというところで、よくわからないやからがその中に入ってきたりということのないように、安全上も大変気をつけていかななくてはいけないと思うのですけれども、その辺の利用に関する規定ということについては教育総務部とし

てどのようにかかわっていくのか。学校長のほうとの連携、それについてどのように考えていくのか伺います。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）中学校の武道場につきましては、当然部活動等の部分がまずは優先されるべきというふうに認識しておりますので、これら利用時間等の設定等につきましては平日部分につきましては夏場の部活動等は夕方6時ごろまで活動されておりますので、それ以降の時間帯という形で、平日につきましては19時からの利用という形を考えております。また、土曜日、日曜日、祝日等の部分につきましてはでございますが、これらの部分につきましても日中につきましても部活動という部分が活動されている現状がございますので、18時以降の利用時間ということで周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）ただいま利用時間について、開放時間のご説明がありましたので、私そこだけ確認をさせていただいたのですが、実は小学校のグラウンドに日曜日など少年野球のチームの方々が、もちろん開放されて利用されておりますけれども、利用時間が例えば9時からだったとしても8時ぐらいから集まってきて、結構日曜日の朝の8時ぐらいに学校の周辺のお宅から、以前ちょっとにぎやか過ぎて困っているというご相談があったりしたものですから、今回利用時間が夜になりますよね。平日が19時から、土日が18時からという開放時間。その間学校の出入りに車を使ったりされると思われるのですけれども、そのときの騒音だとか、そういったことへの注意が必要になるかなと思うのです。そういった要するに指導というのは、教育委員会ではどのようにされるのかなと思っておりますが。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）今回武道場を新たに要は学校開放のほうに追加させていただくということでございます。今までの部分につきましては、中学校の体育館等につきましても既に学校開放しておるという現状がございますので、当然それらの体育館の開放している現状等での今諏訪委員さんが言われておりますようなそういったご近所等の

ご意見、この後また武道場のほうもこういった形で開放をさせていただくという予定でございますので、そういった意見等は今後教育委員会といたしましてもしっかりと把握をし、この部分につきまして……貸し出し等につきましてはスポーツ健康課のほうに事務委任のほうをしておりますので、その部分につきましては教育委員会とスポーツ健康課のほうと連携を強化いたしまして、これらの意見等があった部分につきましては共通認識をさせていただき、それぞれの指摘事項について利用者等にもアナウンスをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）わかりました。そうしましたら、今回新たに開放していく武道場のほうなのですが、例えばそこでアクシデントがあって物損というのですか、例えば畳を壊してしまったとか、そういった場合の損害弁償の方法などはどのように取り扱われますか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）物損等の補償等につきましては、現在中学校の体育館等を利用しておる現状がございますので、それらと同等の形での要は利用者責任という部分が生じてくるかと思われまます。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第80号、平成30年度一般会計補正予算(第2号)について質問させていただきます。

まず、今ご説明の中で償還金、利用及び割引、返還金という項目がかなり出てきています。例えば17ページの臨時福祉給付金支払い事業、障害者自立支援給付、また19ページの特設教育の保育所支援等、民生費の説明の欄に償還金、利用及び割引、返還金という形で金額が出ているのですが、これは当然簡単に考えれば返還金だという形でわかるのですけれども、当然コンピュータシステム等で事前にこの金額というのはある程度把握しているものなのか、把握できるのか。むしろ逆に把握できないのも、これはあくまでも国とか県から請求が来て初めてその金額はわかるのか。その辺はどういう形になっているのか説明していただきたいのですが。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) こども未来課のほうでは、19ページにございます児童手当支給事業、また児童扶養手当支給事業、その下の母子家庭等対策総合支援事業という3つの事業の中で返還金が生じております。上2つの手当に関しましては、概算で申請をさせていただいています。その概算を算出するに当たりまして、実績ですとかそういったものを加味しながら概算でやっております。その中で手当ですので、不足することがないように、多少なのですが転入等もございますので、そういった部分をちょっと見込みまして申請をしております。そんな中で実際年度内で手当を支給していくわけなのですけれども、最終的に実

績報告の中で精算という形になって、翌年度にもし返還が生じるようであれば翌年度に返還をすると。仮に足らなかった場合については、同じように翌年度に追加交付されるというような形になっております。

(金澤) 国とか県から請求が来た場合、これは精査するというか、それは当然やっているのでしょうか。そこだけ確認。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 精査というのは、こちらから実績報告……

(金澤) 向こうから請求が来た場合に、こっちに大体予算というか、金額等がわかっているわけではないですか。それについて大体精査して金額がどうかというのはチェックしているのか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) その辺につきましては、当然こちらからの申請を出します。その中で概算の交付決定というのがございます。その金額が児童手当についてはかなり額が大きいものですから、国のほうも余り最初は全額の交付決定というよりも8割から9割程度の概算での交付決定になるのです。そんな中で精算あるいは児童手当については2月が最終の支払いになるのですけれども、定期的な支払いになるのですが、その手前でどの程度必要なのかということで調査が入る場合もあるわけです。そこで次の支払いのときの精算みたいな形にはなるかと思えます。最終的に年度が明けて、6月ぐらいに実績報告を提出させていただいて、翌年度、ことしでいえば12月か11月ぐらいですか、そのころにこの辺の確定通知というものが来るといような流れになります。

(金澤) よくわかりました。ありがとうございました。

次に、19ページの保育課の鴻巣放課後児童クラブ管理運用事業の件でございますが、185万円という形になっているのですけれども、これは中央公民館の別館にある鴻巣放課後児童クラブを廃止するのか取りやめるのかわからないけれども、それで東小学校のほうに移設統合するという説明だと思っておりますが、その移設する理由と移設した後の施設の面積とか部屋数とか、その辺は従来の施設に比べてどうなのか、その辺だけちょっと教えてもらいたいのですが。

(保育課長) まず、移設する理由なのですけれども、現在分室、別館のほうでやっているのが高学年の方、学校の中の教室を使われているのが低学年の方ということで、保護者の方が2カ所送迎している場合もあるのです。そういった場合の保護者の負担軽減もありますし、あとは学校から公民館のほうに帰るまでの下校の際の安全確保ということも含めまして、今回学校の中に整備させていただくことになりました。この後の面積ということになるのですけれども、現在公民館のほうと学校の中を利用させていただいて、全体的に大体180平米ぐらいの面積を確保しているのですけれども、今度学校の中を整備させていただくと3教室を使わせていただくことになるのですけれども、約150平米ぐらいになりますので、多少狭くはなってしまうのですけれども、児童の人数とかからいきますと十分足りるような面積になっております。

以上です。

(金澤) 次に、21ページの保育所費の民間保育所施設整備事業3,884万5,000円が出ておるわけですが、これの説明だと市内2カ所の保育所の改修費と補助金との説明ということですが、民間保育施設の規模というのはどのような内容なのかわかりますか。

(保育課長) 今回予定しております2カ所の小規模保育施設になるのですけれども、こちら両方とも小規模保育のA型を予定しております。1つのところが定員18名、もう一つが定員19名ということで予定しております。

以上です。

(金澤) 当然民間保育所の施設に整備資金、補助金を出すわけですが、実際事業を行っている民間保育の……あくまでも民間ですから、運営とか財務状況等をチェックしないとこっちからすんなりいいですよというわけにはいかないのだけれども、運営とか財務状況等というのは把握しているのかな。例えば財務帳票を下さいとか、そういうのをやっているのですか。

(保育課長) 実際に今回整備するところに当たっては、事業計画ということで状況とかを把握しております。また、市が認可しております地域

型保育事業につきましては、毎年1回各施設に指導監査ということで運営とか財務状況というのを把握しております。指導監査にて財務状況等は把握しております。

以上です。

(金澤) もう一点。済みません。

民間保育の今回小規模A型が新設されるということなのですが、民間保育が今後の増加傾向というのは行政側でどういうふうに見ているのかなど。現状の保育の財政運営からして本市の将来的な保育ニーズを的確に捉えたときに、公設でふやすのか、民設に頼るのか、その方向性というのはある程度出ているのですか。これは、副部長あたりに聞かないとわからないと思うのだけれども。

(福祉こども部長) 保育所の建設等に係る将来的な方向性についてなのですけれども、民間さんが建設をしますと施設整備費が市の負担は12分の1で済むというようなこともございますし、運営費についても補助があります。そういった状況の中で民間施設を建設したいというようなお話がありましたら、そちらとよく協議をして、そちらを優先はしていきたいとは思っております。公立保育所につきましては、今後はやはり地域の核となる保育所として役割分担を民間さんとはしていきたいというふうには方向性としては思っております。というのは、指導的な研修ですとか、あとは障がい児保育に対する専門性みたいなところを研究していったりですとか、そういう役割を今後は中心的に担っていく施設に公立はなっていきたいというふうに思っております。

以上です。

(金澤) 最後の質問ですが、29ページの小中学校の学校管理のところのブロック塀と、あとその下に中学校施設のプールの囲い込み塀のこころ辺についてちょっとお聞きしたいのですが、これは昨日いただいた一般質問等でも議員さんからいろいろ質問が出ているので、詳細にやってみるとまずいかもしれないのですが、要は今回の大阪北部地震等でいろいろ不幸があったために、それを見直すということで全国的な動きでこういう形が今出ているという状況だと思うのですが、本市の小中学校施

設の塀のふぐあいというのは今回北小学校、北中学校、鴻巣中学校という形で出ているのですが、ほかの学校というのはこれについては問題ないのですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）議会の初日に行政報告のお話が出たと思うのですが、私どものほうもこの3学校につきましては危険性が高いということで9月補正で対応させていただいております。このほかの部分でございますが、小学校におきましては6校、中学校におきましては1校が危険性という部分がございます。内容等につきましては、学校の裏手のほうの児童生徒が通常立ち入らないような場所、またはプールのシャワーの壁等、そういった部分の危険箇所がただいま申し上げました小学校では6校、中学校では1校という部分が見受けられます。この部分につきましては、今後設置状況等を精査し、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金澤）先般も北海道で大きな地震がありました。要は地震等のあれですから、いつ起きるかわからない状況の中で、生徒が利用する施設ですから、基準に適合しているからいいとか、適合していないからだめだというような話ではなくて、なるだけ予算化して早く改修するという方向に持っていくべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）ただいま申し上げました設置状況等を精査し、今後対応していくというその部分につきましては、今後の財政等のヒアリングの中でも具体的に出てくるかと思いますが、担当課といたしましては31年度にこれらの修繕等の部分に対応するという考えを持っております。また、財政当局のほうと他の公共施設との絡み合いもございますので、これらの部分につきましては年度中の修繕等も加味しながら財政当局と考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（川崎）では、19ページの保育ステーション事業についてお伺いをいたします。

こちらのほう、まずもともとの経緯、なぜ保育ステーション事業を行う

に至ったかという経緯について改めてお伺いをしたいと思います。まず、その経緯を伺います。

（保育課長）経緯なのですけれども、保育標準時間内……勤務地が遠方のために保育時間内に送迎が困難な保護者の方もいますし、兄弟姉妹が別々の保育所に通っていらっしゃるという保護者の方もいらっしゃるということから、そういった方たちの負担軽減ということで始めたいと思います。

以上です。

（川崎）としますと、やっぱりここに至るまでの保護者の方からのいろんなご意見、ご要望があったかと思うのです。今ちょっと例としてお話をされましたけれども、その具体的な要望、意見というのはどうだったのでしょうか。保護者の方から。

（保育課長）実際に現在保育所を利用している保護者の方からコンシェルジュのほうにも相談がありまして、今遠くの園に通っているのだけでも、来年度は駅前の保育所のほうに、駅前というか、駅近くの保育所のほうに移動したいのだけでも、どういうふうに手続きしたらいいのでしょうかとか、そういったご相談もございます。そういったことも踏まえますと、やはり駅周辺の利用というのが多いのかなと思ひまして、今回保育ステーションというのを始めたいと思います。

以上です。

（川崎）今そのように、例えばお迎えが間に合わなくなって、ファミリーサポートを利用されている方たちもいると思うのです。ファミリーサポートをやっていらっしゃる方のお話も聞いたことがあるのですけれども、大変きめ細かくいろいろ送迎もやっていただいているわけなのですけれども、この辺のすみ分けという言い方もおかしいのですが、どのようにファミリーサポートの利用と保育ステーションの事業と……いいことだと思うのです。保育ステーションの事業を行うことはいいことだと思うのですけれども、このことによってファミリーサポートの利用率というのはどのように変わるとお考えでしょうか。

（保育課長）現在送迎が困難でファミリーサポートを使っている家庭の、

公立保育所のみなのですけれども、17家庭ございます。実際にそのほかでも多分ファミリーサポート事業を使いたいという方もいらっしゃると思うのですけれども、なかなか提供が難しいということもあろうかと思うのです。ファミリーサポートですと駅周辺ではなくてその利用があると思うのですけれども、今回は駅前にステーションを設置してということになりますので、ファミリーサポート事業のほう全てがこちらに移ってくるということではないかと思えます。

（川崎）子どもを預けるということで、本会議でも質問がありましたけれども、そういう意味では保護者の方というのも安心して預けたいということが当然あるわけなのですけれども、それなので事業者の……どのような体制でやっていくのかなという、これからになるわけなのでしょうけれども、保育ステーション事業を行う方たちの、例えば資格を持っている方ですとか、ある程度基準というのでしょうか、そういうものがないと何でもかんでもというわけにいかないと思うのです。その辺の基準、あとどのぐらいの人数でだとかということはどうにお考えでしょうか。

（保育課長）保育ステーションを行うに当たりましては、現在幼児保育事業の経験のある事業者の方が行う予定であります。子どもさんを預かるということもございますので、そちらにつきましては認可外保育施設指導監督基準というのがあるのですけれども、そちらに基づいて事業を実施していただくことになります。当然お部屋の面積の基準もありますし、保育士さんの状況、例えば保育に従事する者の3分の1は保育士の資格を持っているだとか、看護師の資格を持っているという基準がございますので、そちらに基づいて事業を進めていっていただくことになるかと思えます。

以上です。

（川崎）それと、保育ステーション事業を展開するに当たってなのですけれども、ちょっとイメージですので、イメージでお話しするので、それが当たっているのかどうかわからないのですけれども、仮に今課長お話しされましたように兄弟であっても違うところに行っているお子さん

がいるわけです。そうしますと、A施設、B施設というふうに回っていくという、保育ステーション事業の方がそのお子さんを、兄弟を預かりました。A施設に1人送り、次にB施設に1人送り、今度ほかの子がいたらC施設に送り、D施設に送りということで、結果的に長時間車に乗るということになるのではないかという、そういうふうな懸念もあるかと思うのです。購入する車というのは1台ですよ。違うのですか。

（保育課長）現在2台を予定しております。

以上です。

（川崎）では、2台で行うにしても、どちらにしてもその辺のタイムラグといいますか、長く乗っている子は相当長く乗るのかなというふうに思うのですけれども、幼稚園なんかもそうなのですけれども、長く乗る子は長く乗るわけなのですけれども、子どもさんの年齢も小さいということもありますので、その辺の安全性とかというのが非常に保護者の方としたらば預けたい、うれしいという反面、安全性の確保ということについては説明もたくさんしなければならぬというふうに思うのです。私もそういうことをいろいろ聞かれますので、ちょっとその辺については時間の負担ですとか、子どもにとっての負担ですとか、また車内での安全ですとか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

（保育課長）当然本当に子どもに負担をかけないというのが一番だと思いますので、まだどこの施設に送迎ができるかということも今検討をしているところでございます。いずれにしても、子どもに負担のかからない程度で1時間以上にならないとか、そういったところで詰めていかなくてはいけないかと思っておりますので、そちらも検討していきたいと思っております。また、車内の安全ということなのですけれども、当然チャイルドシートも設置しますし、保育士を運転手のほかに2名乗車させてということ考えております。

以上です。

（川崎）保育士が2名車内につくということは大変安心かなというふうに思います。今までの要望ですとか意見ですとかさまざま受けて、車も2台ということなのですけれども、およそどのぐらいの利用ということを想

定していらっしゃるでしょうか。

（保育課長）ステーションの広さとかからして、大体定員を20名ぐらいを予定しております。実際に現在駅を利用されて遠くまで行っていらっしゃる家庭というのが、公立保育所で大体20%の方が駅を利用して遠くに勤務されているという方もいますので、予定としましては20名になってしまうのではないかとこのところで予想しております。

以上です。

（川崎）確認ですけれども、今大体20名ぐらいという予測でしたけれども、利用するのは公立、私立関係なく利用できるということですよ。保育ステーション事業を利用する方というのは。

（保育課長）はい、そうです。保育所等に入所しているお子さんは利用できるような形にはなっているのですけれども、ただ送迎先がどちらになるかというのをまだ検討している最中ですので、そちらが公立だけの送迎ということではなく、私立も含めて検討していきたいと思っておりますので、両方の方が利用できるようになるかと思えます。

以上です。

（川崎）続きまして、21ページなのですが、先ほど金澤委員のほうからも質問があったわけなのですが、民間保育所施設整備事業ということで18名と、また19名、小規模A型で考えているということでした。具体的に地域ですとか、どの辺ですとかについてちょっと言及していただけますか。

（保育課長）まず、1カ所は鴻巣地域になります。もう一カ所が川里地域ということで、その2カ所になります。

以上です。

（川崎）これ以上具体的な話というのはできないのですか。

（保育課長）鴻巣が鴻巣の駅周辺になります。それと、川里地域のほうは川里の屈巣を予定しております。

以上です。

（川崎）それでは、29ページの人権教育推進事業について、いじめ問題調査委員会委員報酬5人分ということで計上されているわけなのですか。

れども、先ほど30年5月、保護者より再発防止のためにとということでの委員会を設置するということをございました。前回これとは別ないじめ問題調査委員会があったかと思うのですけれども、その経緯については特にその後議会で報告等もなかったかと思えます。そのことについて。今回のと何か関係性があるのかどうか伺います。

(学校支援課長) 前回の1つ目の事案につきましては、まだ調査が終わっていない段階でございますので、まだちょっとご報告はできないような状況でございます。先ほど申しあげました2つ目の事案につきましても、現在別の件ということで調整中でございます。

以上でございます。

(川崎) そうしますと、今現在2件行われているということの理解でよろしいのでしょうか。

(学校支援課長) おっしゃるとおり、2件の事案を抱えて進めております。

(川崎) それでは、31ページのところのスポーツ健康課の吹上富士見テニスコートの的当て板撤去工事について伺います。

これ建築基準法にも違反しているとおっしゃいましたか。違反ではなくて……。

(教育総務部長) 現行建築基準法に適合していないものは、既存不適格物ということで聞いております。

(川崎) では、建築基準法既存不適格ということで撤去をするということですか。その後にかわるものはもうないということの理解でよろしいのですか。

(スポーツ健康課長) この壁打ち、的当てなのですけれども、富士見のテニスコートは団体への貸し出しということで、この壁打ちがどの程度利用しているかというのが詳細が不明でありまして、壁打ちだけしたいというような申し出というのはここ数年一件もございませんでしたので、撤去してそのままという状況が今のところの見解であります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 9 分)



(開議 午後 1 時 0 0 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) ちょっと質問が前後してしまうかもしれないのですが、とりあえずいじめの関係のところから聞かせていただきたいと思えます。

29ページです。先ほど質問もありましたが、前回からのやつが今継続で審議をしているということでまだ結論が出ていないというふうな話もありまして、またその後2件ですか、そういう調査委員会開かなければならないというふうなことが起きているということなのですから、これというのは前回はいじめの件数の中に入っていない案件があって、それが県のほうからの指導というか、県のほうからの指示があってやはり調査委員会を開かなければならないということで始めたというのが、今まだ継続しているというふうな内容だと思うのですが、今回のこの案件というのはどこから発覚というか、しなければならない、調査委員会を開かなければならないということは、どこからどういうふうなことでやらなければならないのかまづお聞かせください。

(学校支援課長) 今回の事案につきましては、まず学校のほうでいじめを認知しております。学校のほうで対応して、学校と保護者の間で解決したということで話は済んではいたのですが、どうも解決していなかったということで、保護者のほうから再度学校のほうと本事案についてどのように指導したのかということで話が進んでいきまして、最終的には保護者のほうから教育委員会のほうに調査委員会を立ち上げて調査をしてくださいというような経緯がございます。

(加藤) では、保護者のほうからそういう話があって、これはやはり教育委員会としては調査委員会を開くべきであるというふうな判断をしたことによってやるということになるわけですね。

(学校支援課長) いじめの重大事態ということに考えますと、重大事態に当たるような、こんな言い方はあれなのですが、言葉によるい

じめということでは重大事態には該当するわけではないのですが、保護者のほうからこれを重大事態として取り上げて調査をしてほしいという要望があれば、これは重大事態として捉えていかなければならないということではじめの防止の基本的な方針に書かれておりますので、そういったことで重大事態として今回は調査をするという判断に至りました。

（加藤）学校側としては、一応終わったというふうな判断のもとで、それでもなおかつ保護者の方からというふうなことは、私も前回質問もしていますが、本当にいじめというのはどう捉えるかによって、あくまでもこれはいたずらだけであるというふうに判断してしまうのか、やはりこれをきちんと調査をしなければというふうな、本当に見きわめが難しいと思うのです。そういうふうに学校側としては終わったというふうにするというふうなことで、やはり当事者としてはそうではないのだというふうなことでいろいろ訴えているというふうなことになるわけですが、本当に今案件のある2件ですけれども、そのほかにも学校側のほうに教育委員会としても再度こういったことが起こらないようなというか、調査委員会にかけなければならないのかどうかという判断がまず学校のほうでいろいろと調査してあるのでしょうかけれども、その辺教育委員会としては学校側にどういうふうな指導というか、通達というか、そういうことをしようと思っているのかをお聞かせください。

（学校支援課長）ことしの2月に鴻巣市いじめ防止のための基本方針を改定しております。それを受けまして、各学校のほうでも各学校の基本方針のほうを改定し、各学校のほうで全教職員で共通理解をしようということで学校のほうにはそういったことで伝えております。また、毎月の校長会議のほうでも毎月教育委員会のほうから各学校のほうへ初期対応の大切さとか、いじめを未然に防ぐ方法だとかということについて各学校で共通認識を持って取り組んでいただくように各学校に働きかけております。

（加藤）学校側としては、自分の学校でそういうことがあったということをも認めることすらも逆に大変な思いの中になるかなとも思うのですけれども、学校の立場ということではなくて、当事者同士、いじめたほうと

いじめられる側と両者あるわけですがけれども、その人たちがそういうふうなトラブルだけということではなくて、本当にいじめなのだというふうなことを捉えた中でいろいろと考えていかなければならないと思うのですが、今の案件の2件ある中でこの子どもたちは正常に今学校には通学しているのですか。

（学校支援課長）加害生徒については登校していますけれども、被害生徒につきましては今現在は登校はしておりません。

（加藤）この案件に関しましてはとりあえず終わります。

次の工事請負のほうの関係ですがけれども、大阪の事例の中でというふうなことですけれども、大阪の事例なんかも実際にブロック塀が壊れてというのは調査の論外だったというふうな内容だということは後になってわかったみたいです。そういう中で各学校のみでなくて、公共施設、いろいろ行政報告の中にも何件どうかこうとか報告ありましたけれども、そういう中でここは別に調査をするかどうかということとは関係ないというふうに、大阪の事例でないですけれども、論外にというふうな、そういうふうな公共施設も相当の箇所あるわけですが、そういったことはないのですか、大丈夫ですか。何件調査をして、何件が工事をしなければならぬと判断したわけですがけれども、ただ見た目とか建設した年度がいつとか何かと、そういうふうな判断の中で調査は必要ないというふうに省いたというふうなことはあるのでしょうか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）私のほうからの答弁につきましては、公共施設全般ではなく、小中学校の対応という部分でご理解いただきたいと思いますが、まず私どものほうの所管しております小中学校の対応につきましては大阪の北部地震を受けた後に、まず6月の下旬に各学校へブロック塀の有無、または高さ、控え壁の有無等、またブロック塀にひびが入っているかどうかの損傷とか、そういった部分につきまして各学校のほうから調査をかけさせていただき、報告をさせました。その後学校から回答をいただきました調査結果報告書をもとに、改めて7月の中旬に教育総務課職員を3班体制に分けてまして、各学校から上がってきました、報告されました報告書に基づいて再度現地を確認をし、漏

れないかの部分についてを再度精査をいたしました。その後教育総務課の職員では建築等の専門的な知識を有してはおりませんので、危険箇所等の部分について再度7月の下旬に建築課職員の同行のもとに改めて現地確認をさせていただいたものでございます。その際に先ほど申し上げました緊急性を要する箇所、またはこの後また対応しなければいけないという小学校の6校、中学校の1校、これらの部分につきまして調査の結果に基づいて今後の対応の該当校とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

（加藤）ページが戻るのですが、19ページです。まず、1点目は放課後児童クラブの関係ですけれども、今までは2カ所で放課後児童クラブを運営していたというふうなことですけれども、いろんなことの原因でということで先ほど説明もありましたけれども、今度は東小内に3教室を使つての児童クラブというふうになるということなのですけれども、もともと2カ所でやっていたというのは児童数の学校施設の関係だったのかどうかわからないのですけれども、その辺もともと2カ所でやっていたという経緯はどういうことからなのでしょうか。もし東小のほうに1カ所にできるのであれば、最初から1カ所でやれていたほうがよかったのかなというふうに思ったので、どういうことから2カ所にとということで、児童数の関係なのか、その辺ちょっと確認をお願いしたいと思うのですけれども。

（保育課長）最初に、2カ所整備したときに学校のほうに余裕教室があるかということで確認をしたところ、2教室でしたらお借りできるということで整備をしましたので、そちらだけではちょっと対応し切れなかったもので、2カ所の運営ということになっておりました。

以上です。

（加藤）では、その下のほうの保育ステーションの関係ですけれども、ちょっと私理解がよくできていないので、まずお聞きするのですけれども、保育ステーションはエルミこうのすの4階にまずはつくるという認識でよろしいのでしょうか。

(保育課長) そうですね、今のところ駅の周辺ということで予定しております。

以上です。

(加藤) 駅の周辺ということですね。

それで、保育ステーションをつくるに当たって、行政として民間のほうにやっていただけたところをお願いをしたのか、それとも民間のほうでそういうものを作ってみたいというか、やりたいという、そういう依頼があってこれを始めようとなったのか、その経緯がわかりましたら。

(保育課長) 今回の保育ステーションにつきましては、市の事業として運営していきたいと思っておりますので、市のほうで保育ステーション事業をやりたいということで始めました。

以上です。

(加藤) この件に関して先ほどから何件か質問も出ていますのでけれども、ファミリーサポートの話もありましたけれども、ファミリーサポートは例えば朝保育所の時間外の時間に間に合わないので、お宅まで行って自分のうちに子どもさんを預かって、また保育所まで送るとか、帰りもそうですよね。保育所に迎えに行くと、まだ保護者が帰っていないので自分のうちで預かって、またお宅までお送りするというふうなことで、ファミリーサポートと保育ステーションという内容はちょっと私は違う認識を持っているのです。だから、ファミリーサポートはファミリーサポートで需要がきちんとあると思うし、保育ステーションというのは私も20年前ぐらいに、保育ステーション的なものをできたらいいなと、子どものあちこち運ぶのが大変とか何かあって思う方もいらっしゃるけれども、私は遠くまでお勤めする方にとっては保育ステーションというものは必要であるというふうなことにずっと認識していたのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、話の中にも時間外保育では間に合わないということだというふうな話もありますよね。では、朝の何時から何時まで実際預けることができるのか。時間外以外よりもっと早くに預けてもらわないと、やっぱりそれが成り立たないのかなと思うのですが、何時から何時ころまで預かっていただけるのか、時間をお聞かせください。

（保育課長）今のところ、朝の7時から夜の7時までということで予定はしておりますけれども、ただこの後事業を運営するに当たって、来年、31年から運営するに当たって、時間についても検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

（加藤）本当に小さいお子さんを預かるということは、朝7時に行くというのも、子どもをもっと早く起こして連れていかなければならないわけですから大変ですけれども、でも働くお母さんとしては少しでも早くに預かっていただいて、自分の仕事に就業できるような形でいけるということはいいかなと思うのですが、ただ本当に行政側として時間を決めるだけでなく、ニーズに合ったことである程度、まして民間でやっていただけるわけですから、その辺が民間のほうにお願いできる可能性もあるかと思うのです。なので、ある程度実際預けたいという方、今でなくてもこれからもそういう方もいらっしゃる、出てくるのは当然でしょうから、ニーズに合った中でやっていけるような運営をしていただけるようなことをしていただきたいなというふうに思うのですが、その辺ニーズに関してはどう考えていますか。

（保育課長）開始に当たりましては、まだ時間もありますので、そういったニーズも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（加藤）ぜひともニーズに合った、せっかくやってもそれでは預けられないというふうな、需要に合ったことではないのではせっかく、もったいないですから、そのようにやっていただければというふうに思っています。

31ページの富士見のテニスコートの的当ての関係なのですが、これは先ほど既存のあれで不適合のものだというふうなことなのですが、私今思いつく中での的当てのものというのはフェンスの外側にあったのでしたっけ、内側に。テニスコートがフェンスを囲んでありますけれども、内側にあったのでしたっけ。まず、ちょっとその辺に限って質問をしたいと思えます。

(スポーツ健康課長) ただいまのご質問ですけれども、フェンスはテニスコート内にありまして、西側でしょうか、道路側に面して平行に立っております。

(加藤) 例えばテニスコートを利用する場合に……普通テニスというの誰かがいないとできないではないですか、普通練習は。でも、的当てだけで1人で練習をしたいというふうなときにもテニスコートというふうな借用申請というのですか、そういうものは今までもちゃんとしていたのですか。

(スポーツ健康課長) 先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、ここ数年そういった壁打ちをしたいというようなお客様が問い合わせもなければ、利用したいのだというそういったニーズもなかったために、ほかの市内にあるテニスコートも壁打ちは今ない状態なのです。なので、そこまでのニーズというのは今のところなかったというのがあります。以上です。

(加藤) なかったというふうなことだけでなく、例えばあそこで練習しようというふうに来た人の中でちょっと1人で壁打ちを練習しようとか何かというふうな方も全然なかったとはちょっと考えられないのですけれども、あそこの利用者の人たちにこれを提供するというふうに当たっての話というものは、やっていなかったのではないかではなくて、実際の利用者の人たちの声というものは聞いてあるのですか。

(スポーツ健康課長) これまで富士見テニスコートは、月平均400名前後の利用者が今昨年実績でありますけれども、団体さんから、もしくは個人で借りている方々がそういった的当てを便利だとか、今後とも続けていきたいとか、そういった声というのは直接は上がってきておりませんでした。以上です。

(諏訪) では、17ページの福祉課の重度心身障害者医療費の助成事業の補正です。システム改修の委託料ということでございますけれども、このシステムの改修の内容を教えてください。

(福祉こども部副部長) 重度心身障害者医療費助成事業の中のシステム

改修の内訳というか、内容でございます。今回は、重度心身障害者医療費の所得制限の導入対応の部分と現物給付の年齢拡大の部分と一緒にしています。ですので、それぞれに細かい内容があるのですが、所得制限については所得の判定機能であるとか、一斉更新のときの所得の判定機能、また受給資格者の認定、支給停止の履歴の登録等が含まれております。また、2分の1の県負担分を請求する際の補助金対象者の非該当者の月報の出力であるとか、そういったところを改修させていただきます。現物の年齢拡大に関しましては、中学生までだった現物支給対象を全年齢に変更するという、それから一斉に全対象者に受給者証を公費負担番号を入れ出力したものを発送しなければなりませんので、その印刷機能等になります。

（諏訪）ただいまいただきました大きく分けて2つ、所得制限と現物給付のためのシステム改修、2つあるわけですね。それぞれの細かいところはいいのですが、所得制限に係るシステム改修、現物給付に係るシステム改修、それぞれお幾らということでしょうか。

（福祉こども部副部長）金額でございますが、所得制限導入対応部分が287万2,800円、現物給付年齢拡大の部分が37万8,000円、合計325万800円となります。

以上です。

（諏訪）今回条例改正があるということで、まだこれは議決されていないのですけれども、補正予算に組んだということによろしいですね。なぜ一緒にシステム改修が必要だったか。例えばそれぞれに分けて行った場合に改修費としてはそれぞれ分けて、時期をずらして改修をしたとなったらそれぞれ金額がうんと大きくなってしまふのか、そこだけちょっと確認したいと思います。

（福祉こども部副部長）システム改修費については、単独でやるよりは2つ一緒にやるということで若干の経費削減にはつながっております。

（諏訪）2つ一緒に行う、それは普通考えてもそうかなとは思いますが、けれども、別々にやった場合のいわゆる見込みというのはとられましたでしょうか。

(福祉子ども部副部長) 見積もりはそれぞれにとっております。その上で交渉いたしました。

(諏訪) 交渉した結果、どのくらい軽減されましたでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 2 4 分)

(開議 午後 1 時 2 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉子ども部副部長) 済みません。どのくらい経費削減になったかということなのですが、全体で申し上げますと20万7,360円なのですがけれども、作業等をここから出しまして一緒にするとかいうことで人件費の削減を主に行ったところでございます。

(諏訪) では、19ページの一番下の保育ステーション、皆さんいろいろ聞かれたので、何となく全容がつかめてきたのですけれども、まず保育に当たる人数、基準が、こちらは認可外基準を適用するという事によろしいわけですよ。車2台で、1台に保育士が2名、運転手が1名。これだけですと保育士が4名、運転手が2名ということで、そのほかに人員の配置はありますか。

(保育課長) 一時預かりというか、預かっている時間、皆さん全部車に乗れてしまえばなのですけれども、もしステーションのほうに残るお子さんがいるとしたら、そこには職員の配置が必要になってくるかと思えます。

以上です。

(諏訪) そうですね。そこが一番問題だなと思っておりまして、といいますのは子どもさんですから急に熱を出したというようなことで、親御さんの帰ってくるのをそこで待たなければならない可能性も出てくると思います。ですので、今認可外保育の人員配置で考えているということなのですが、最低保育士4名の運転手が2名、プラスアルファで何名を予定されているのかを伺いたいと思うのですが。

(保育課長) 運営につきましては、平成31年4月からになりますので、

この後に詰めていくような形になりますので、人員配置についてもこれからになるかと思えます。

以上です。

（諏訪）今回は保育という概念が大きく変化する内容かなというふうに感じているのです。といいますのは、朝7時にお子さんを連れてきて、8時半の本来行くべき保育所の登園までに移動するわけですので、正味45分から1時間ぐらいの間を保育をして、あとは車の中が保育という、そういうことになると思うのですけれども、保育の基準というのは面積要件だとかいろいろあって基準があると思うのですが、車での移動の時間を導入保育という概念で運営するのか。ちょっと質問の仕方が非常にあれなのですけれども、要するに車で移動している時間、例えば30分でも1時間でも、この間の保育というのはどういう概念とする予定でいるのか伺いたいと思えます。

（保育課長）あくまでも保育ステーションから保育所に行く間というのは送迎ということになるかと思えます。

以上です。

（諏訪）済みません。私ちょっと保育の内容をよくわかりませんが、送迎という保育はあるわけですね。

（保育課長）本来であれば、保護者の方が直接入所している保育所のほうに送り届けるというのが本来だと思うのですけれども、そちらのほうをステーションのほうでかわりに送り届けるという形になるかと思えます。

以上です。

（諏訪）ちょっと保育のこと詳しくないのですが、今まで保育というのはやはり建物の中で一定の面積要件があり、人員配置があり、園庭がありという、そういう保育事業だったと思うのですけれども、車の中の保育というのが、移動する保育というのがちょっと概念的にイメージが付きにくいのですが、法律的にはどういうふうになっているのかなと思えます。

（保育課長）送迎の間というのは、あくまでも保育という概念ではない

かと思うのです。やはり送迎に当たりますので、当然子どもの安全というのは第一に考えて送迎しなくてはいけないかとは思いますが、その中で保育という概念とちょっと違うのかと思います。

以上です。

（諏訪）時間が非常に、送迎の時間が長いわけなのですけれども、そこが保育という概念を通用させないという、そういうことになるのでしょうか。済みません、よくわからないのですが。

（保育課長）送迎の時間が30分から1時間とかということも、その辺も31年4月の運営に向けて、この後どちらの保育所に届けるかというのも決まっていますので、まだ時間も明らかではないので、そういったところでいろいろ検討していきたいと思います。

以上です。

（諏訪）運営がまだまだこれからということなのですが、普通保育所って初めて行く保育所だったりするとならし保育というのを必ずやらなければならないと思うのです。例えば最初の1週間は、初日は1時間、翌日は2時間、そういうならし保育、多分どこの園でもやっているかと思うのですが、今後4月から保育ステーションとする保育に関してそういうならし保育というようなものを運営の中に入れていくかどうか。

（保育課長）ならし保育なのですけれども、全ての保育所がならし保育をやっているわけではありません。保護者の勤務状況にもよりますので、ならしをしないでお預かりするお子さんもいらっしゃいます。もしならし保育が必要だということであったとしたら、入所保育施設のほうで直接ならし保育をやっていただくような形になろうかと思います。

以上です。

（諏訪）当然本来の保育所でならし保育はすると思うのですけれども、いわゆる保育をする場面が2カ所あるわけですね。ですから、1つのほうの保育を請け負うところがならし保育なしでできるかどうかというのも非常に疑問を感じていまして、そういったならし保育を保育ステーションの中ではこれから運営を考えていくということなのですけれども、考えはないということによろしいのでしょうか、今のところ。

（保育課長）そうですね。保育ステーション事業というのを始めますけれども、あくまでも入所している保育所が中心になりますので、そちらのほうでならし等はやっていくような形になるかと思います。

以上です。

（諏訪）本会議のところでも他市の状況を尋ねる場面があったと思うのですが、お隣の北本市、あと熊谷市がやっているということですが、北本市の状況をちょっとかいつまんでお話しいただきたいと思います。今の現状を。北本市の保育ステーション。

（保育課長）北本市の状況ですけれども、対象年齢は生後6カ月からとなっております。開所時間は7時から8時ということしております。実際に私立の保育所1カ所と公立の保育所2カ所に送迎するという形で聞いております。

以上です。

（諏訪）北本市の今の要するに実績といいますか、実際に何名ぐらい使っているのかというところはわかりますか。

（保育課長）実績までは把握しておりません。

以上です。

（諏訪）行政報告で6ページに、保育課のところ、民間小規模保育施設の開園と保育ステーション事業と2歳児の一時預かり事業、この3つが書かれておまして、今回の保育ステーション事業と2歳児の一時預かり事業というのは何かリンクしますでしょうか。といいますのは、どちらも開始が平成31年4月からということになっておりますが、ここは例えば保育ステーションのあいている時間で一時保育をすとか、そういうことをお考えなのかなとちょっと思いましたので、この2つが何かリンクするかどうかだけ伺いたいと思います。

（保育課長）開始時期は両方とも平成31年4月ということなのですが、これも、全く別な事業になります。

以上です。

（諏訪）29ページです。学校支援課の小学校の給食運営事業なのですけれども、8校の小学校の給食室にエアコンをつけたということなのです

が、済みません、これで全て小学校がエアコンがついたということでもよろしいのですか。

（中学校給食センター所長）はい、そうです。ついでいなかった8校に設置したものです。これで全ての小学校の給食室に設置されました。

（市ノ川）皆さんいろいろ質問されたので、僕は2点だけ。先ほどのいじめの案件なのですが、2件の事案があると答弁されましたけれども、隠れたようないじめって隠れているから把握しようがないのでしょうけれども、そういうお話って聞きますか。

（学校支援課長）あくまでも学校のほうからは、毎月認知件数として上がっている数としてしかこちらのほうでは把握はしておりません。

（市ノ川）また同じようなことなのですが、私の知り合いの中学生が僕は先生からちくちく言われるのだという子もいるのですけれども、そういうお話は保護者の方からとか学校とか教育委員会とかのほうにお話はございますか。

（学校支援課長）教員から言われるということですが、やはりそういった保護者から教員に対する苦情のようなものは何件かはございます。

（芝罘）さんざん出た保育ステーションの件なのですけれども、これは駅周辺でまだ場所は決まっていないというお話だったのですけれども、駅の利用者が預けたい人に対してのこれは事業というふうに受けとめていいのですか。それとも、ちょっと離れた人が車でも子どもを連れてくるということの認識でもよろしいのでしょうか。

（保育課長）そうです。駅の利用者だけではなくて、車で送迎している方も対象としております。

以上です。

（芝罘）そうしますと、想像してみると例えば駅ビルだとかになってしまふと送迎の車をどこにとめるのかとか問題になってくるのかなと。そこから1人で来た場合にロータリーにとめるわけにもいかないし、やはり駐車場、立駐にでも入れてその部屋まで毎朝連れていかななくてはいけないのかとか、そういった人の流れどのように考えているのか。もし駅ビルでなければほかの地域、土地があるところに駐車場完備のところでは

考えているのか。それぐらいはもうお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

（保育課長）当然安全に乗りおりができる、子どもたちも乗りおりができるような場所ということで駐車場なりを完備しているところということになるかと思います。

（川崎）1点ちょっと確認をしたくて、もう一度19ページの保育ステーション事業についてお尋ねをいたします。

今もうほとんどの委員がいろいろ質問をしまして、大体概要はわかるのですけれども、大事な点でもあると思ひまして、確認をしたいというふうに思っているのです。私最初質問しましたときに、保育ステーション事業で子どもの安全のためにということでのどのような基準で人員を配置するのかという問いに対しまして、認可外保育の基準を適用しというお話であったかと思ひます。それなので、保育ステーション事業というもののそもそもの位置づけ、要するに保育と考えるのか、移動支援と考えるのか。ファミリーサポートというイメージで私なんかはおひまして、お子さんを保育所に預けていくための移動を支援したりするのがファミリーサポートですね。ですので、保育ステーション事業というのは確かに大きな事業ではあるのですけれども、そもそもの位置づけということをもたきちっとお話をさせていただけますでしょうか。要するに保育なのか、移動支援ということなのか。どういう位置づけですか。

（保育課長）お母さんが預けて、入所している保育所に行くまでの間というのは一時預かり的なことになりますので、そちらについては保育という形になるかと思ひます。いずれにしても、ステーションから入所している保育所に行く間というのは送迎支援ということになるかと思ひます。

以上です。

（川崎）そうしますと、一時預かり保育と移動支援という、そういう2つの役割ということになるのでしょうか。

（保育課長）そのような形になります。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案の80号に反対討論を申し上げます。

もちろんブロック塀の撤去や給食室のエアコン設置、本当に急を要するようなどころできちっと対応された補正予算であることは確かなのですが、1点、重度心身障害者の医療費の問題で、やはりこれは実際に利用されている方々の利便性を欠く、所得制限を設けるというところで利便性を欠くと思いますので、ここ1点で全体に、申しわけないのですが、80号を反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時45分)



(開議 午後3時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉こども部副部長) 申しわけありません。先ほどの補正の議案 80

号のご質問の諏訪委員のご質問の中で、システムの改修費の削減額というところがございました。私 20 万 7,360 円と申し上げたのですが、20 万 5,200 円の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

(委員長) 先ほどの説明で、執行部の議案第 84 号の説明を終了とさせていただきます。

それでは、質疑のある方おられますか。

(加藤) まず、137 ページなのですが、上の委託料の中での学習支援事業委託料、これ生活困窮者の家に対しての子どもさんの内容かと思うのですけれども、これ実際 115 万という決算額になっていますが、これ何人でそういうことをした結果によって、各それぞれの進路的な成果がどんなふうであったのかをお聞かせください。

(福祉課長) 生活困窮者自立支援事業の学習支援事業のことでよろしいでしょうか。

(加藤) はい、そうです。

(福祉課長) 学習教室に通う対象者ですが、生活保護世帯は中学 1 年生から高校 3 年生まで、また生活困窮者の世帯も中学 1 年生から高校 3 年生までです。それと、ひとり親世帯は中学 1 年生から中学 3 年生までのお子さんを対象としております。人数ですけれども、平成 29 年度は生保の世帯が 10 人、困窮者が 2 人、ひとり親世帯が 42 人の合計 54 人です。以上です。

(加藤) 以上でなくて、答弁漏れなのですからけれども。

(福祉課長) 進路状況ですけれども、ほとんどのお子さんが高校に進学をしております。

以上です。

(加藤) ひとり親の人が中学 1 から 3、生保の方と、あれは高校生まで、高校 3 年生までですよ。今大体皆さんが高校進学されているということですからけれども、高校までやっているということで、その上に進学をしたとか何かという成果はあるのですか。

(福祉課長) その上の、高校から大学とか専門学校に通っているということも聞いております。

(加藤) この制度が本当にいいというふうに、私は何かいいのか悪いのか、ちょっと自分でよく判断できないのですけれども。といいますのは、普通であれば、各学校できちんとした教育を、義務教育を受けられるのが当然であるというふうに認識しているわけです。今の子どもたちは大体塾に行っている。そういう中でこういうひとり親家庭の方とか、困窮者とか生保の方とかということでもこういうふうにやるということは、ほかの子どもたちに合わせてやってくださるといえることはいいことなのかなというふうに思うのですが、基本的にはやはり学校教育の中できちんといろんな対応、いろんないきいき先生だ、何先生だ、いきいき先生だとか、何か先生とか、いろんなことで今教育委員会のほうも対応しているというのももちろんわかるのですけれども、基本的に全国的にこういうことをやっているのしょうけれども、まず義務教育をきちんとしていくという中でのこととちょっとこれがかけ離れたそういう内容になっているかなというふうな認識もあるのですけれども、その辺私が思うことでなくて、行政としてそういうふうなことというのはどんなふうに思われているのか、一言お聞きしたいのですが。

(学校教育部長) 義務教育とちょっとかけ離れているというお話だったと思うのですけれども、義務教育としましても、先日、本会議でも説明させていただきましてとおりに、一人一人児童生徒が置かれている状況というは違うのですけれども、その子たちを一人一人伸ばすということを目指してやっております。先ほど加藤委員のほうからありましたように、いきいき先生、特別支援教育指導員、さわやか相談員、その他地域臨時職員の方々、たくさんの応援もいただきまして、学校でも精いっぱいやっているというような現状でございます。

(加藤) ちょっといろいろありますので、次行きます。

143 ページの視覚障がい者ガイドヘルパーの派遣事業の関係なのですが、派遣というふうなことでの委託料が決算されているわけですが、これって何人ぐらいの方が対象になっているのか、申請者が何人ぐらいいらっしゃるのかお聞かせください。

(福祉こども部副部長) 視覚障がい者のガイドヘルパー派遣事業のほう

の件数ということなのですが、登録をしている人と利用があるのですけれども、登録は23名、その中で利用した件数の実績が232件ございます。

（加藤）やっぱり主に通院ですか、それともいろんな活動の中での行動の内容ですか。

（福祉こども部副部長）さまざまな用途はあるかと思うのですが、基本的には社会生活上必要な外出ということになっておりますので、医療機関も含みます。

（加藤）147ページの20節の扶助費なのですけれども、移動支援助成事業支援費というふうなことで、2,256万の決算になっておりますけれども、これもやはり社会参加のためというふうな説明があったのですが、やっぱり障がい者の方がどの辺まで、どういうときに利用されているのか、内容がわかりましたら伺いたいのですが。

（委員長）20でしょう。

（加藤）20の扶助費の中の。

（福祉課長）買い物とか、講演とか、そういったところに利用されております。

以上です。

（加藤）こうえんって、講演会を聞きに行く講演ですか、お散歩ですか。

（福祉課長）そのとおり、講演会とか、映画を見に行くとか、そういったときも利用しております。

以上です。

（加藤）社会参加ができるということはいいことだと思いますので、大いに利用していただければというふうに思います。

あと、そのずっと下の障がい者の自動車改造費なのですけれども、これ30万円ということなので、1件ぐらいの件数なのかなと思うのですけれども、何歳ぐらいの方がどういった改造をした内容なのか、わかったら教えていただきたいのですが。

（福祉課長）年齢のほうはまちまちなのですけれども、通勤だとかそういったときに、車の改造を必要だということで、限度額は10万円ということにしております。29年度の利用実績は4件ありました。

以上です。

(加藤) 限度額 10 万円 で 4 件 あった ということで、30 万 なの ですよ ね、扶 助 費 と し て 決 算 し て い る の が。そ ん な 簡 単 に 改 造 が で き る の で す か。そ ん な 30 万 の 決 算 の 中 で 4 件 も 改 造 が で き た の で す か。

(福 祉 課 長) 車 の ほ う は 改 造 さ れ た か ど う か と い う こ と で す け れ ど も、そ れ は 写 真 だ と か、そ う い っ た も の で も 確 認 を と れ て お り ま す の で、改 造 は し て お り ま す。

(加藤) そ ん な 簡 単 な あ れ で す か。障 が い 者 の 方 が、そ ん な ち ょ っ と し た 改 造 ぐ ら い で 普 通 の 車 が 乗 れ る よ う な、そ う い う 改 造 ぐ ら い で 乗 れ る の で す か、普 通 の 一 般 車 の 改 造 の 内 容 が。写 真 で ち ゃ ん と 適 正 な こ と は も ち ろ ん、そ の 改 造 は や っ て い る の で す け れ ど も、そ ん な 簡 単 な こ と ぐ ら い で の、そ れ ほ ど 重 度 の 方 で は な か な か 普 通 の 車 乗 る と い う の も 大 変 と い う の が あ る の で、ど の ぐ ら い の 障 が い の 方 が 改 造 し て 乗 っ て い る の が ち ょ っ と 見 え な い の で お 聞 き し て い る の で す け れ ど も。

(福 祉 課 長) あ く ま で も 上 限 額 が 10 万 円 で す の で、そ れ 以 上 か か っ て い る 場 合 も あ り ま す の で。ハ ン ド ル が 簡 単 に 回 せ る と か、そ の よ う な 形 に な っ て お り ま す。

以上です。

(加藤) 149 ページ に 行 き ま す。13 の 委 託 料 の と こ ろ の 手 話 通 訳 の 関 係 な の で す け れ ど も、手 話 通 訳 の 委 託 料 と い う こ と で 1,735 万、こ れ と い う の は 委 託 料 と い う ふ う な こ と で 決 算 さ れ て い る わ け で す が、年 何 回 お 願 い す る の で こ う い う 委 託 料 と い う ふ う に な る の か。実 績 に 基 づ い て の 決 算 に な る の か、そ の 辺 ち ょ っ と 教 え て く だ さ い。

(福 祉 こ ど も 部 副 部 長) 手 話 の 通 訳 者 を 派 遣 す る 事 業 と い う こ と の 中 な の で、派 遣 件 数 で よ ろ し い で し ょ う か。

平 成 29 年 度、1,066 件。派 遣 人 数 で 申 し 上 げ ま す と、1,155 人 に な り ま す。こ れ は、通 訳 が 1 人 で は な く て 2 人 つ く と か と い う 場 合 も ご ざ い ま す の で、差 が 出 て お り ま す。

(加藤) 183 ページ の 病 児 保 育 の と こ ろ で す け れ ど も、先 ほ ど 説 明 で 25 1 名 の 利 用 が あ っ た と い う ふ う な こ と で い い の か と 思 う の で す が、こ の 2

51名というのは全部違う子どもさんの預かった方なのか、それとも同じ子が何回も預けられたというふうな、そういう実績なのかを伺います。

（保育課長）同じ方が何回か利用しているケースもございます。

以上です。

（加藤）233ページの健康ウォーキングポイント事業なのですけれども、これって29年度までが記念品ということで407万6,000円というふうに決算で出ていますけれども、今年度というのは記念品というのとはなくなっていたのか。ちょっとその辺を教えてください。

（スポーツ健康課長）先ほど委員がおっしゃったとおり、29年度までは27、28、29、3年間鴻巣市のウォーキングポイントということだったのですけれども、今年度からは埼玉県のマイレージということで、そちらのほうへ切りかえをさせていただいて、歩数計も新しくして、埼玉県の特産品、そちらも歩いたポイントで付与されますので、3カ月ごとに抽せん会が行われまして、米だとか、肉だとか、野菜だとか、埼玉県産のものが当たるようになっております。

以上です。

（加藤）では、今までの内容とは違って、抽せんが3カ月ごとにそういうふうなというふうなことなのですね。何でこんなこと聞いたかというのは、あるときちょっと山と一緒にいったご夫婦がいましたのですけれども、ことしはすごく歩くのが大変だったという話が、感想があったのです。去年までは記念品があったので、ウォーキングポイントやっていたのですって。ところが、何かそれやっぴりやめた途端に体力が自分のないのがわからなくなって、結局歩いていたことがやっぴりよかったのかなということで、本当に今回は大変だったという感想だったわけです。またそういうことで、やはり歩いていたことがすごくよかったということで、またご夫婦して歩きますみたいなことがあったのですけれども、記念品がなくなったのでみたいなことを聞いて、それを自分の健康のために歩くのに、記念品があるとかないとかでやるとかやらないというのはちょっと違うかなとは思ったのですけれども、そんなことでまたやるというふうな話が聞こえたので、ことしの場合はどういうふうな内容に

なっていたのかなとちょっと私も認識なかったものですから、そんなことを聞かせていただいたのですけれども、では抽せんで、中には当たる方もいらっしゃるというふうなことでよろしいのですね。

(スポーツ健康課長) はい。景品につきましては、埼玉県のほうで自動抽せんをいたしますので、やられている方に、我々も周知のほうはまだ少し足りないのかなという部分もありますので、再度周知をし直して、景品もあるということで、そちらを目指して市民の方にはモチベーションを持って歩いていただきたいと思います。

以上です。

(加藤) 329 ページです。特色ある学校づくりの中の 19 節の負担金と補助の関係なのですけれども、特色ある学校づくり推進事業ということになっているわけなのですけれども、この 29 年の中ではどのぐらいの特色がある学校の報告的なものが、内容があるのかを教えてください。

(学校支援課長) 特色ある学校づくりの推進事業ですが、市内 27 校全ての学校から報告書のほうはいただいております。中では、菊の栽培だとか、伝統文化、伝統行事の継承、また自然体験等、そういったものの報告が上げられております。

(加藤) では、どこかにどうでなくて、どこの学校もそれぞれに特色ある学校づくりを推進しているというふうなことをやっておられるわけですね。指定してやっているということではなくて、全ての学校が、自分の学校はこういう特色あることをやっているという、そういうことでの報告ということで、全体のところがやっているということですね。

(学校支援課長) 今委員のおっしゃるとおり、27 校全ての学校が各それぞれの独自でやっております。

(加藤) 333 ページの放課後子ども教室の内容なのですけれども、ちょっと安全管理委員謝礼、コーディネーター謝礼、学習アドバイザー謝礼、指導員謝礼、運営委員謝礼って、全部これ項目分かれている決算になっているわけなのですけれども、コーディネーター謝礼というのはわかるのですが、学習アドバイザーとか指導員と運営委員って、これみんな別々に、12 校プラス 1 校がプラスされて 13 校やっているということ

すけれども、全部それぞれの謝礼が、謝礼金額なんかは違うということに理解してよろしいのですか。

（教育支援センター所長）お答えいたします。謝金につきましては、その職種によりまして時給が違っております。ちなみに、コーディネーターにつきましては時給 1,000 円、それ以外につきましては時給 500 円ということになってございます。これは、県の条例によりまして、そちらを参考に決めたものでございます。

（加藤）学習アドバイザーというのと指導員謝礼って、どういうことですみ分けているか。あなたには、では学習アドバイザーとしてお願いします、指導員としてお願いしますとかって、そこでやっていただいている方にみんなそれぞれのこういう役職をお願いしてやっているという内容になっているのですか。

（教育支援センター所長）各学校につきまして、そちらを統括するコーディネーターが 1 人ございます。そちらのコーディネーターが支援員をどういった事業をやるというのを割り振りまして、その月のプログラムをつくりまして、その支援員が事業を行っているということでございます。

（加藤）私もちょっと直接ここでやっているわけではないのですけれども、時々ここに行くことがあるので、見ているのですけれども、こういうきちんとしたこういうふうなことで何かやっているのが余り見えなかったものですから、ちょっとお伺いしたのですが、ではそれぞれに、あなたはこういうことをお願いしますという、そういうちゃんと配置というかで、運営委員謝礼というか、その運営委員さんというのとまた指導員というの、全く同じ人がやっているという可能性もあるわけですか。

（教育支援センター所長）運営委員につきましては、各学校の指導員もしくは交通安全員とかいるのですが、その中の代表が集まって、月に何回か委員会を開いて、運営方針について決めるという、そちらが運営委員でございます。それ以下、指導員につきましては、毎月のどういった指導をするという学習の指導のための指導員ということでございます。

（金澤）それでは、議案 84 号、平成 29 年度一般会計決算認定について

質問させていただきます。通常だと福祉関係から文教行くのだけれども、教育のほうから先に質問します。

まず、331 ページですか、お願いします。ここに中学校海外派遣 742 万 1,000 円ということを出ておりますが、これ 19 名でしたっけ、参加したの。

(20 の声あり)

(金澤) 20 名か。それで、当然この中では、生徒が海外派遣に行きたいと言っても、いわゆるご家庭の事情や、支給等での要因で行けない生徒というのも出てしまう、あるのかなと思うのですが、その辺の救済というか、支援というか、あと選考基準というのはどういうふうに決めているのかお聞かせ願いたい。

(学校支援課副参事) 派遣生として行かれなかった生徒への支援につきましては、ことし行った派遣生につきましては、帰国後クレアこうのすの、今年度は総合体育館において市の報告会を行うとともに、それぞれの学校においても帰国報告会を行って、海外で学んできたことの成果を同じ学校の仲間の前で伝えるという機会を設けておりますので、その場で残念ながら行けなかった生徒への支援というか還元をしております。また、選考基準につきましては、全部で 1 次、2 次、3 次という 3 回の選考がございまして、1 回目が募集した全員が校内で選考します。内容は、応募の動機を書いた作文、それと日本語の面接、英語の面接、これは校内で英語科の教員が中心に行います。2 次選考におきましては、教育委員会で 1 次選考を通過した生徒が英語の面接と日本語の面接を教育委員会の指導主事を中心に行います。3 次選考につきましては、より多くの生徒に公平公正の点で、公開抽せんという形で最終的に選考を行っております。

以上です。

(金澤) ということは、この中学生の海外派遣については、1 次、2 次、3 次の選考があるけれども、英語ができないとだめだよという状況の結論にはなってしまうのかなという感じがいたしますが、その辺は今後やっぱりずっとそういう形で考えていくのかお聞かせ願いたいです。

(学校支援課副参事) 選考試験に確かに英語の面接はあるのですが、英

語は苦手という理由だけで選ばれないということはございませんので、大切なことは自分で自分を高めたいですとか、夢をかなえたいという意欲を選考の際にもはかっておりますので、そういった意欲的、積極的な生徒を派遣している次第でございます。

(金澤) ちょっと暫時休憩願います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 5 分)



(開議 午後 3 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金澤) 341 ページ、みどりの校庭推進事業ってございますよね、2,742 万 1,000 円の。小学校を中心に校庭への芝生化という推進が行われるわけですが、これはもう既に実績があるわけですが、これ芝生化の学校の今後の計画とか、そういうのというのは実際できているのですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 芝生の校庭の事業につきましては、平成 24 年度よりこの取り組みにかかわっております。参考までに平成 24 年度におきましては、下忍小学校と笠原小学校の 2 校を行いました。25 年度は小谷小学校、26 年度は中央小学校、27 年度は赤見台第二小学校(9 月 11 日 P.1「赤見台第一小学校」に発言訂正)、28 年度は松原小学校、29 年度のこの決算におきましては鴻巣北小を行い、29 年度実績で申し上げますと 7 校目となります。平成 30 年度につきましては、南小学校の工事のほうに取りかかっており、間もなく工事のほうも終了をするような現状で、今年度におきまして 8 校目というカウントになります。今後におきましても、当然この県の補助金を活用させていただきながら、毎年 1 校という部分を目指しながら計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(金澤) そうすると、一応小学校 19 校に対しては全部芝生化を検討するという形で考えていていいですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 現段階におきましては、この 19

校を順次計画をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

（金澤）次の351ページの中学校の学校給食運営委員会事業というのですか、これについてまず確認させてもらいたいのですが、この運営委員会というのは給食の運営のどういうものを審議しているのか、まずそこからお聞かせください。

（中学校給食センター所長）学校給食運営委員会の所掌事項は、学校給食計画に関すること、学校給食費に関すること、中学校給食センターの運営に関すること、その他学校給食の実施に関することとなっております。学校給食全般に関してのものであります。以上です。

（金澤）そうすると、確認しますが、この給食運営委員会というのは、小学校のほうも入っているという解釈でいいのですか。

（中学校給食センター所長）小学校給食についても対象となっております。以上です。

（金澤）そうしますと、前の議会か何かで小学校の給食でちょっと不祥事が出たわけですが、それについてのこういうものが発生しましたよというのは議員に説明があったのだけれども、ではそれが運営委員会を通してどういう事後対策で、今後どうするのだという回答というのがなかったような気がするのですが、その辺はもしわかればお話をしてもらいたい。

（中学校給食センター所長）先般の川里地域小学校の件については、第1回の学校給食運営委員会を7月24日に開催いたしました。その際その事案の経緯を説明いたしまして、再発防止の対応についてもご報告いたしました。その再発防止策については、議会の中でも開会前か何かで説明をたしかしているはずですが、内容としては4月11日にありました校長会議の中で、本事案の経緯の報告と職員の職務遂行状況に留意することを指示したということと、あと4月23日、第2回の校長会議がございましたが、改めて給食費の適正管理と献立を変更した場合は報告書を

提出することを依頼しております。また、給食会計が適正に運営されていることを校長が会議にチェックできるよう、新たな帳票を作成したことから、その帳票を説明いたしました。現在学校にてその帳票を運用しているところです。

以上です。

（金澤）そこまでの説明なかったもので、よくわかりました。ありがとうございました。

次に、365 ページの文化保護啓発、文化財調査事業ですか、この辺についてちょっとお聞かせ願いたいのですが、指定文化財の保護管理事業の中で、一里塚の工事というのがありますね。これ内容何なのか教えてもらいたいのですが。

（生涯学習課長）県指定史跡の一里塚の隣接している個人宅に、雨なんか降ったりすると土が土石流出するということで、土どめのための工事をしました。ブロックを並べて土どめをすることにしました。

以上です。

（金澤）これは、もう既に一里塚ということで県の指定を受けた史跡なのですか。場所とか何か、ちょっと教えてもらえればありがたいのですが。

（生涯学習課長）小松4丁目の北本に近い場所です。高崎線沿いにあります。

以上です。

（金澤）文化財の保護整備というのは文化財を後世に残すには非常に重要なことですので、計画的に事業を進めていかなければならないというのが基本的にあるわけなのですが、今年度はこの事業をやろう、来年度、再来年度と当然事業計画というのが、長いある程度のスパンで行われるべきだと思うし、それに対する予算要求も行わなくてはならないという状況の中なのですが、29年度の決算は埋没文化財の調査委託料というのがあったと、それと文化財保護啓発で一里塚のものがあったというようなお話があるのですが、今後についてはこの辺はどういうふうにお考えになっているのか確認をさせていただきます。

(生涯学習課長) 保護管理の点なのですが、文化財を持っている方が市が持っている場合と一般の方が持っている場合とありまして、一般の持っている方に対しては有形指定文化財に関しては管理者に対して移動調査というのを毎年1回やっております。大体時期として4月から5月にかけて、管理がちゃんとされているかどうかというのを確認をしています。そこにおいて、ちょっと修繕が必要、ちょっと状況が悪くなってきたということを回答いただきましたら、翌年度の補助金の申請という形で計画的に、ことし確認したものを翌年の予算に反映させるように予算の要求をしております。

(金澤) ということは、重要文化財を保護している、お持ちになっている人とか保護している団体云々から要請がなければそういうのはできないということ、それともそちらも教育委員会のほうでここは順次直したほうがいいというのであらかじめ予算要求するのか、その辺だけ。

(生涯学習課長) 原則的には管理されている方に確認の上で修理するというのを進めていっております。

(金澤) 次に、393ページの学校支援課の児童生徒健康管理事業でございます。この中で、児童生徒健康管理事業のインフルエンザの予防接種補助というのがございました。これ中学校3年生、受験生を対象に予防接種の費用ということで、中学3年生が風邪を引かないようにという形でインフルエンザ予防をしたという形になっていると思うのですが、インフルエンザ予防いいのです。この予防は図られたかどうか、その辺はチェックがきいているのですか。

(学校支援課長) インフルエンザの予防が図られたかということなのですけれども、予防接種を受けたからといって必ずしも予防が図られるということは、これはございませんので、その辺のところにつきましては数というものだとか検証というのはできておりません。

以上です。

(金澤) ということは、予防接種はやりなさい、あとはそのままですよという形で解釈していいのかな。

(学校支援課長) そういうことではないのですが、やはり予防接種を受

けたいという方というのはやはり自分の健康をそれなりに考えている方でございますので、その意識が高まるということはあるかと思えます。

（金澤）この予防接種の部分というのは、学校、保育課のほうで分かれているのだけれども、こども医療費支給事業あるではないですか。その辺との関係というのは、私なんか向こうと一緒にに入れてしまってもいいのかなと思うのだけれども。

（学校支援課長）あくまでこれ予防接種ですので、予防接種というのは医療事業ではないですから、やはりこれは分けられるのかなというふうに思いましております。

以上でございます。

（金澤）わかりました。

次に、143 ページなのです。それで、143 ページの福祉タクシーの自動車燃料費補助事業 1,487 万 3,000 円とありますよね。この件についてちょっと聞きたいのですけれども、福祉タクシー、これはどちらかというところ福祉関係の交通手段の一つかなと。今いろいろ推進しているデマンドタクシーも、これもどちらかというところ福祉関係の交通手段で、私が解釈しているのは、フラワーバスは、これは市の公共交通手段という形で、多少分かれているのかなという感じがするのですけれども、デマンドタクシーと福祉タクシーというのは、今後これ別々にしておかなくてはいけないものなのか。というのは、福祉タクシーというのは自動車の燃料費の助成ではないですか。燃料か。そうすると、デマンドタクシーがもし使えるのであれば、この辺はみんな一緒くたにクリアできるのかなという判断も私はしているのだけれども、その辺の計画はどうでしょう。

（福祉こども部副部長）ご質問のデマンドタクシーと福祉タクシー、そして燃料費、全部一緒にできないかというお話だと思っておりますが、それぞれにやはり目的が違いまして、福祉タクシーについては重度心身障がい者のほうのタクシーを使うとき、これタクシー何時でもいいのです。いつでも使える、目的も問わないということで、タクシーを使うときの初乗りを補助、助成するという制度になっております。デマンドタクシーは、8時半から5時までという時間の制限もございますし、市内ある

いは一部の市外も含まれますが、指定された乗降所と自宅の間でしか使用ができないということがございますので、ちょっとこれは一緒には難しいかなと思います。

あと、燃料につきましては、自宅の自動車を使う方、重度心身障がい者の病院とか生活の中で、自宅の車を使う方に燃料費の一部を助成する制度ですので、やはりこれも目的がちょっと違うかなと思っております。以上です。

（金澤）次に、165 ページとか、243 ページとか、ちょっと関連するのですが、これ市長の決算説明の中に述べられたものがありますよね。というのは、子育て環境整備の一環として、新たに子育て世代包括支援センター、母子健康包括支援センターを設置し、母子健康事業や母子健康教育事業、新生児訪問指導、未就学児養育医療費支給事業を行ってきたと、また保育コンシェルジュを廃止しているというような市長の決算説明でございましたが、このいろいろな事業を行ったことについて、その効果というか、その辺は個々にではなくてもいいけれども、全体としてどういう効果があったのか、また何々センターというのがありますが、そのセンターの利用頻度というのはどのくらいあったのか、その辺をお聞かせ願いたいのですけれども。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）子育て世代の包括支援センターなのですけれども、センターというと建物みたいな形にはなってしまうのですが、実はこれ窓口ということで、相談ですとか、あるいは訪問もしていますけれども、そういった相談事業が主なものになります。その中で1点、母子健康手帳の交付をこども未来課の包括支援センターのほうでやっております。5カ所での交付になるのですが、その中でこども未来課全体では29年度は777件あったわけなのですが、こども未来課のほうで交付しているのが595件ということになっております。一番多く交付をしているわけでございますけれども、そのときに助産師ですとか保健師が、妊娠中ですとか出産後も相談とかそういったものを受けまして、あとアンケートをそのときにとっております。その中で、今後支援が必要というふうに判断された場合については、支援プランですとかそ

ういったものをつくったり、そういうこともありまして、虐待の予防ですとか、そういったことにもつながっていくのかなというふうに考えております。

(金澤) そうしますと、これを利用しているお母さん方の評判というのはどうですか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 当然母子健康手帳の交付の際、特に望まない妊娠ですとか、そういったこともあるのです。そうすると、窓口に来たときの顔つきですとか、そういったものがちょっと険しい表情で来たりという部分はあるのです。ただ、助産師ですとか保健師と話し、相談をする中で徐々に和らいでいくというのはあるかと思えます。また、そういった望まない妊娠ですとか、あと若年、10代での妊娠ですとか、そういったものについては当然特定妊婦ということで保健センター、母子健康包括支援センターのほうと連携をしまして支援をしていくというような形になろうかと思えます。

(金澤) 次に、225 ページの地域医療体制整備基金積立金、これ質問していいのかな。

(何事か声あり)

(金澤) これ、まず2億5,010万1,000円という形なのですが、この積み立てをして、まず残高は約どのくらいになったと。

(健康づくり課長) 地域医療体制整備基金の平成29年度末の積立金になりますが、3億5,416万2,891円となっております。

(金澤) 3億5,000万という形です。これで地域医療整備基金の積み立ては進めていくというところなのですが、本市の医療体制の整備の基金ということで当初立ち上げたわけですけれども、この方向性というのはこれからも変わらないという形で解釈しておいていいのですか。

(健康づくり課長) 基金につきましては、従来と同じように総合病院誘致といった地域医療体制の整備、こういったことに充てるということで、市全体の財政状況等を踏まえながら、毎年予算の中で検討していきたいと考えています。

(金澤) 231 ページの自殺対策について質問させていただきます。

国の地域自殺対策強化学業のモデル市になったという状況でございます。いのちと暮らしの総合相談とか、職員対象の研修も実施していますよというお話がございました。その中で、今回自殺対策行動策定業務委託が出ているのですが、まず業務委託する業者というのはどういうところに委託するのか確認させてください。

（健康づくり課長）業者委託ですが、アイアールエスという会社なのですけれども、行政の計画策定に実績のある会社ということで、そちらの業者を選定いたしまして、29年度に策定をいたしました。

（金澤）それともう一つ、自殺の背景というのがよく新聞等にも出てまして、長時間労働の過労とか、生活困窮とか、育児とか、介護とかいう話が出ています。すけれども、つい最近の話だと、新しい妊婦さんとか、赤ちゃんを産んだお母さんが結構自殺者が多いというようなお話も出ています。全体的には若年層の自殺が高どまりしているという状況は、これは皆さんもご承知かと思うのだけれども、若年層に重点を置いた対策というのがこれからかなり重要かなという形がするのだけれども、それに対する対策とか、そういう施策というのは何かやっているのですか。

（健康づくり課長）委員がおっしゃいますように、若年層の自殺というのは少し高どまりということではあります。いずれにいたしましても若い世代の死因の一番の原因となっております。そういったところを踏まえますと、今後そういった現状は重く受けとめなくてはいけないというふうに考えております。昨年度教育委員会のほうからご支援をいただきました。いのちの授業、SOSの出し方教育をさせていただきましたけれども、その授業を義務教育の中で1回は受けられるような体制を教育委員会と連携を持たせていただきながら構築していきたいというふうに考えております。また、SOSを出すだけではなく、受けとめる側の体制もこれからは重要なものというふうに捉えております。以上でございます。

（金澤）最後に1点だけ確認させてください。全般の歳出のところの9ページとかで、不用額という数字があるのではな

いですか。不用額。これ民生費等でも不用額が5億9,865万7,000円で
すよという数字が数字的にはあらわれているのですが、当初の予算見込
みと支出額の乖離というのが当然出るわけなのだけれども、この辺はど
ういう形でこの不用額というのは出てくるのか。当初予算に対して企画
部長がかなり切り詰めた予算をしたのに、それにまた職員さんが頑張っ
ていただいて、経費等で節減をして、この不用額が出てきたのか、それ
とも逆の立場で、初めからもう予算が甘かったのか、その辺の考え方と
いうのは不用額という、民生費、衛生費の一部にもあると思うのだけれ
ども、不用額というのはどういう形で考えておいたらいいかをお聞か
せ願いたい。これ最後です。

（福祉こども部長）それでは、福祉こども部の管轄の不用額の関係につ
いてお答えいたします。

執行率自体は94%以上のものばかりなのですが、もともとの予算額が大
きいものですから、不用額も大きくなっております。例えば民間の保育
施設に出す特定教育・保育所等支援事業の負担金、補助及び交付金です
とか、こどもの医療費の支給事業ですとか児童手当の支給事業などにつ
きましては、もとの予算額が大きいものですから、不用額も大きくなっ
ております。見込みもそんなに甘くはないかなと思っでは、94%以上の
執行率ですので、そうは思っているのですが、金額が多くなっている
という状況です。

（金澤）不用額という数字はないほうがいいわけですから、その辺は慎
重にお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

（川崎）それでは、163ページのファミリーサポートセンター事業につ
いて伺いたいと思います。登録をして利用するという形でございますけ
れども、現在の登録者数、支援者並びに利用者の、そのまず数字を聞か
せていただき、その数字が果たしてふえているのかどうなのか、その経
年、そこについてもお聞かせください。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）ファミリーサポートセンター事
業の会員数というところでは、平成29年度につきましては依頼会員が5

72人、提供会員につきましては108人、両方の会員につきましては11人ということになっております。平成28年度と比べまして、依頼会員のほうでは9人増になっております。一方、提供会員のほうは4人減ということになっております。また、両方会員も3名の減ということになっております。

以上です。

(川崎) そうしますと、内容、やっていらっしゃる、支援をしていらっしゃる内容について伺います。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 援助内容なのですけれども、29年度で最も多かったのは保育所、幼稚園の送りということで541件、それから保育所、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりというのを含めたものが450件、それから多いものでは子どもの習い事等の場合の援助というところで454件ございました。トータルで延べでいきますと、その他もありますけれども、2,666件の利用ということになっております。

以上です。

(川崎) 主に送迎という形が多いのかというふうに理解をいたしました。それで、両方兼ねていらっしゃる方も、要するに自分も依頼をし、なおかつ協力もしていくという方もいらっしゃるわけなのですけれども、この数字だけ見ますと、果たして依頼される方に対して協力される方が随分少ないなというふうには感じるのですけれども、この点については何か、どうでしょうか、どういうふうに把握していらっしゃいますか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 委員さんおっしゃるとおり、依頼会員のほうがふえまして、提供会員のほうは減っている状況でございます。これまで依頼会員としていた方が、できましたら、特に送り迎えだとかそういったものがなくなっただけの場合、提供会員のほうになっただけならば一番いいところではあるのですが、ただ近年お勤めですとか就労されている方が大変多くなっておりまして、どうしても提供される会員の方というのが減っている状況だと思います。年齢とかそういったものを問わずに募集はしているところなのですが、なかなかうまく会員のほうがふえていかないという状況でございますので、今後もファミリ

ーサポートセンター事業を周知を図って、できるだけ提供会員の増に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

（川崎）では、確認なのですけれども、協力をしてくださる会員の方というのは、これ私の認識なのですが、特に資格等の必要はなかったのかなというふうに考えております。一般の市民の方が自分のできる時間というイメージでおります。その一つの確認と、利用されているお子さんの一番年齢の小さい方、何歳から何歳までの方が利用されていますか。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）まず、資格なのですが、子育て経験者ですとか、そういったところではありますけれども、特に保育士ですとか、そういった資格等は必要はないというところにはなってくると思います（9月11日 P.18「資格は要しませんけれども、養成講習を受けていただいて、その講習を修了した方ということになります」と発言訂正）。もう一つの年齢ですか、年齢のほうは、大変申しわけないのですが、ちょっと資料がなくて、把握のほうはちょっと今のところはこちらにはないので、後でご報告ということよろしいでしょうか。

（川崎）確認はお子さんの年齢です、聞きたいのは。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）利用されるお子さんの年齢ということだと思うのですけれども、特に年齢別に集計というのはしておりません。ただ、保育所とか幼稚園への送りとか、そういったものが多いものですから、就学前のお子さんが一番多いかなというふうには思っております（9月11日 P.18「ファミリー・サポート・センターの対象とする年齢につきましては、生後6カ月から小学校6年生までということになっております。現在利用されている児童の年齢で申しますと、1歳ゼロカ月の方から小学校6年生までの方が利用されているということになります」と発言訂正）。

（川崎）では、数字は後で結構なのですけれども、なぜそういうことを聞いたかといいますと、今利用されているのは送迎という形での内容が多かったかと思うのですけれども、そのお子さんの使われている状況に

よりましては、今後ファミリーサポートの内容そのものがもう少し拡大をされていくのかなと、ニーズに合わせて。それで、年齢をお聞きいたしました。虐待という形にもちょっと当てはまるのですけれども、そういうことの起こらないように、何か家事手伝的なサービスにまでいくのかどうかだとか、ちょっとそういうふうなことをお聞きしたくて年齢ということをお聞きいたしましたので、それは後で結構です。

では、続きまして、165 ページなのですけれども、子育て世代包括支援センター事業について、先ほど金澤委員もお聞きをいたしました。この効果については私も認識をしているところです。先ほどのつながりになります。一つには大きな虐待の予防にもなるということで、大変大事な取り組みになっていきます。そこで、今後どのようにその役割、子育て世代包括支援センター事業、これ今埼玉県内でも行われておりまして、各地で開設されております。ただ、当然といえば当然なのですけれども、自治体間で内容がやはり少しずつ違っているかなと。サービス内容が違っているという状況もあります。本市において何がこれから求められるのかということをお断えず子ども未来課としましてもよく把握をし、そして発展をさせていかなければならないというふうに考えるのですが、この経緯を踏まえまして、今後どのように役割を果たしていくべきとお考えなのか伺います。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長)先ほども申し上げましたとおり、第1点は虐待ですとかそういったものにもつながっていくという役割は今後も引き続きいくのかなというふうに思っております。また、包括支援センターのほうでは、当然若年の方ですとか特定妊婦に対して支援プランというものを必要に応じて作成をしております。そういった中で、やはり支援が必要な方については、子ども未来課だけではなくて、当然母子健康包括支援センター、保健センターのほうと連携をとりながら支援をしていくということもやっております。ただ、委員さんがおっしゃられる今後のどういった形でというところなのですが、当然産前産後のケアも必要になってくるのかなというふうには思っております。そういった中で、母子健康包括支援センターと子育て世代包括支援センターの

ほうでよく連携を密にしまして、今後そういったことも考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えています。

(川崎) 今課長いいことをおっしゃっていただいたので、ぜひそのようにやっていただきたいというふうに思うわけなのですけれども、やはりここら辺、一度県内の子育て世代包括支援センターの開設の状況と内容、サービスについて、また研究をぜひ進めていっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 繰り返しになってしまうのですが、その辺につきまして保健センターあるいは子ども未来課、両方が話し合いをしましてその辺のことを調査研究してまいりたいというふうに考えております。

(川崎) それでは、335 ページの地域人材活用事業についてお伺いをいたします。地域人材活用事業ということで、主な29年度の取り組みということについてお話し願えればと思います。

(学校支援課長) 地域人材活用事業につきまして、主なものとしましては、昨年度学力向上支援員の事業を新たに行っております。以上でございます。

(川崎) では、学力向上支援員の内容についてお聞かせください。

(学校支援課長) 学力向上支援員ですが、小学校の算数の授業に重点を置いた支援を行うことによって、児童の学力の向上を図るために行っております事業でございます。

(川崎) もう少し詳細に説明をお願いしたいと思っているのですけれども、ではどのような効果がありましたか。

(学校支援課長) ただいま詳細ということがありましたので、まずそこからもう一度お答えさせていただきます。

まず、3、4年生の算数の学習支援を行っております。また、学校長の要請に応じまして、教員に対する指導、助言というのも行っております。また、算数の教材作成、また補習の指導、宿題チェック等、そういった職務の内容でございます。

また、その成果ですが、昨年度1年間行った成果としましては、まずア

ンケート調査によりますと、子どもたちの中からの声で、わからないところがわかるようになった、また算数が好きになった、もっと算数を勉強したいというような子どもたちの意識の高まりが見られました。また、平成30年度の県の学力・学習状況調査の算数のところですが、小学校の算数全てにおいて伸びが見られたというふうな結果が見られました。以上です。

（川崎）今この学力向上支援員さんをやっている方なのですが、けれども、当然教師の経験者であると思いますが、校長先生も、全員なのかどうかわかりませんが、担ってくださっているというふうにお伺いしております。校長なだけあって教え方も大変上手なのかなというふうに思うのですが、全部の学校にいらっしゃるわけではないというふうに認識しております。現在どちらの学校にいらっしゃるのか、そしてまた来年度以降どのように取り組んでいくのか、どのような基準で配置をしていく考えなのか伺います。

（学校支援課長）まず、どのような人かということですが、教員免許を有している元校長先生、また中学校の数学の教員、さらに学校現場で指導経験が豊富な人材というものを教育委員会のほうで直接推薦して任用しております。

また、配置校でございしますが、昨年度は19名の学力支援員を19校全ての学校に配置をいたしました。ただし、学期ごとにということで配置をさせていただきました。ただ、昨年度学期ごとの配置ですと、各学校のほうでやはり人の出入りがあるということで、できでしたら1年間配置をしてほしいというふうな学校の現場からの意見がございましたので、本年度につきましては10名の支援員を7校へ配置をしております（9月11日P.1「9名を7校へ配置し、1名については統括学力支援員として教育支援センターに配置をしております」に発言訂正）。この配置校につきましては各学校のほうから配置の要望書というものを提出をいただいております。この要望書の内容につきまして、教育委員会のほうで精査しまして、学校のほうを選定をしております。

以上でございします。

(川崎) それでは、393 ページのインフルエンザの予防接種事業についてお伺いをいたします。インフルエンザは、やっぱりその年々によって流行のすごく流行するときとそうでないときとあるかと思えますけれども、また先ほど課長言われましたように、予防接種受けたからといって必ずしもならないというものではなく、ただ軽減されるということがありますので、受ける方が多いわけなのですけれども、この事業についてのやっぱり効果と、どのように把握していらっしゃるかということと、来年度以降への取り組み、また対象年齢、今中学3年生ということですが、そこについての変更があるのか、なく、そのまま行っていくという考えなのか、この29年度の状況を鑑みてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

(学校支援課長) まず、昨年度の実績のほうからちょっとお答えさせていただきますが、昨年度1,040名の対象者のうち516名が助成を受けております。約半分の中学3年生が助成を受けておりますので、やはり今年度さらにこの数がふえていくように各学校のほうには周知をしていきたいなというふうに思っています。来年度も引き続きこの事業は変更なく続けていきたいと思っております。

以上です。

(諏訪) では、平成29年度の一般会計決算の質問をいたします。では、まず137ページです。地域福祉の計画策定事業の5万8,400円です。アンケートを実施したということなのですけれども、このアンケートの対象者やその人数、そしてどういった方法で行ったのかを伺いたいと思います。

(福祉課長) まず、アンケートの実施期間については、平成30年1月の中旬から3月の下旬まで行いました。対象者については自治会長、町内会長、また民生委員、児童委員、あとボランティア関係者、それとフォーラムの参加者などを対象としまして、対象者数は1,102人となっております。

以上です。

(諏訪) 地域福祉の計画ということでございますので、内容はどういっ

たものなののでしょうか。今自治会などでも、1人でお住まいの方の見守り活動だとかと、そういったものを行っておりますけれども、アンケートの内容をお願いいたします。

(福祉課長) 先ほどの対象の方に地域福祉活動や福祉情報などについての考え方を把握する内容となっております。具体的には、あなたは近所の人とどのようなおつき合いをしていますかとか、それとお住まいの地域について気がかりなことはありますかとか、そういったことを聞いております。

以上です。

(諏訪) 1,102人の方に実施したということで、全て郵送で行われているわけですね。回収はどのぐらいあったのでしょうか。それと、その結果をどういうふうに公表するのか。

(福祉課長) 対象者が1,102で、回収数は875、回収率は79.4%となっております。こちらのアンケート調査は、今行っております地域福祉計画の審議会のほうで委員さんのほうに参考資料として、それで計画のほうに反映するような形になっております。

以上です。

(諏訪) 計画を策定をするのですが、策定は終わったのでしょうか。

(福祉課長) 今現在行っているところです。

以上です。

(諏訪) 143ページの福祉タクシーです。先ほど金澤委員が質問されていますが、私は違った観点から質問させていただきます。

まず、福祉タクシー、年間12枚支給されていますが、この12枚がなかなか使い切れていない方が多いというふうに伺っています。重度心身障がい者の方々に12枚を、これは希望されていない方にも送るのか、燃料とどちらかにするのかとか、希望が聞かれるのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

(福祉こども部副部長) 福祉タクシーと自動車燃料の助成ですが、どちらかをまず選択していただくようになっております。申請月以降の年度末までの枚数を支給している状況でございます。前年度の福祉タクシー

の利用率が悪いということでございしましたが、4,652枚を発行したのですが、利用は3,205枚で利用率68.9%となっております。

以上です。

(諏訪) この68.9%の利用率なのですからけれども、どなたがどんなふうに使ったとか、どなたが使い切れなかったとかと、そういったことは把握はできるのでしょうか。

(福祉子ども部副部長) 個々の利用状況は把握しておりません。

以上です。

(諏訪) 私ちょっと一般質問でも取り上げる予定で、先ほどデマンドタクシーとの違いをお話しされましたけれども、デマンドタクシーの初乗り部分といたしますか、最初の2,000円未満にこの初乗りの福祉タクシーを使うことができないかというようなことを考えておりました、それは非常に難しいことになりますか。

(福祉子ども部長) 先ほどの制度のご説明でもしましたが、乗降場所ですとか時間が違う中で、ちょっと制度を合わせるのが今の段階では難しいかなというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) 219ページです。こちら生活保護の総務費の庶務費事業で、1番の報酬なのですからけれども、嘱託医の報酬、そして就労支援の相談員の報酬ということで出ておりますけれども、この嘱託医、それぞれの人数といたしますか、人数をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

(福祉課長) まず、嘱託医のほうですが、こちらは2名となっております。一般医ということで1名、あと精神のほうのお医者さん1人の、2名となっております。それと、就労支援相談員のほうは1名となっております。

以上です。

(諏訪) それぞれにどんなご相談があったのか、内容といたしますか、件数だとか、就労支援の相談員さんのほうでしたら件数プラス内容を含めたものが、どんなものがあったのか。

(福祉課長) 嘱託医のほうについては、医療機関から上がってきますレ

セプトの内容とかを見てもらっております。それと、就労支援相談員のほうは1名……相談者数は56名です。

以上となっております。

（諏訪）嘱託医は、要するに生活保護を受給されている方々がお使いになった医療に関してのレセプトを点検をしているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

（福祉課長）はい、おっしゃるとおりで、生活保護を受けている方のレセプトだとか、あと各病院にかかっているときの医療費検証みたいなものも確認をしていただいて、適正かどうかというのを確認をしていただいております。

以上です。

（諏訪）では、就労支援の相談員さんのほうの56名の方が29年度はご相談されているということなのですが、実際にはどの場所で相談に乗られているのかということと、就労支援ですので、実際に就労できるようなアプローチができていくのかということ伺いたと思います。

（福祉課長）相談業務については福祉課の脇にあります相談室のほうで行っております。それと、吹上のほうの支所のほうにも週1回だったか、2回だったか、済みません、日数はちょっと覚えていないのですが、そちらのほうにも伺って、相談を受けております。

それと、就労につながっているかということなのですが、なかなか相談者、生活保護を受けていて、この支援相談員さんの対象となっている方は、どちらかというとなら就労にこぎつけていない、それと今まで仕事をしていなかったとか、そういったことの方を対象にしていますので、まずはその方と信頼関係をつくるような形で、就労に向けて行っております。相談という形になっています。

以上です。

（諏訪）就労支援相談員さんの報酬が、こちらは86万1,000円ということですので、非常勤でということになりますでしょうか。例えば週1回とか2回とか窓口に来られると。

（福祉課長）そうです。非常勤ということになっておりまして、週に3

日、相談に来る方の都合によりますので、その週が4日になったりとか3日になったりとかは、そういうことはあります。

以上です。

（諏訪）生活保護の申請に関しては、本会議場でも件数や何かで質問が出ておりましたけれども、私もちょっと昨年度の申請の件数を先にいただいています、実際に29年度は相談が218件で、実際に申請された方が124件、そして保護の開始が始まった方が115件という数字になっておりますけれども、私も相談で何度か立ち会いをさせていただいて、相談室を用意していただきながら、例えば半日ぐらい相談になってしまったりするのですけれども、時々カウンターで、4人の方がカウンターのところにいらして相談されている方を見かけたりするのですけれども、基本的に長時間にわたるような相談内容だったりしましたら、やはり相談室を開放して、そちらでというふうに思うのです。行き交う方が、結構内容まで聞こえてきてしまうということで、相談室で個別に面談をするような仕組みになっているのかどうかを確認したいと思います。

（福祉課長）窓口で相談を受ける場合もあります。長時間にわたってなったり、あと相談の内容によっては、やはり相談室につなげて、そちらで話を聞くというようなことも心がけております。ただ、相談室のほうも限りがありますので、あいていないときもありますので、その辺は職員の方も丁寧に相談には乗っております。

以上です。

（諏訪）個別に相談を受けられているということですが、実際に申請に至らなかった理由というのはそれぞれかと思いますが、非常に市役所に相談に来るといのは本当に最後のとりでにすぎるといような形で相談に来られると思っているのですけれども、申請に至らなかった理由というのは、一番多いのはどういったところからなのでしょう。

（福祉課長）やはり生活保護の申請というか認定の場合には、家族で住んでいけば世帯で見ますので、ひとり暮らしの方はすぐ来て、困っているということになるのですけれども、共通して言えるのは、その相談の中で資産があつたりとか、あとは身内の方と相談してくるといような

ことで、そこで次に申請には来ないというような形になっていると思います。あと、生活保護の制度について、丁寧に説明をしているということの結果というふうに、言葉がいいのかどうかわかりませんが、そういったことになるかと思います。

以上です。

（諏訪）丁寧に相談を受けているということですが、実際に1年間で124件の申請があり、開始したのが115件ですが、これは9の方が要するに開始していないということなのですが、この内訳、どんな理由で開始できなかったのかを伺います。

（福祉課長）124で115という、その年度で数字を見ますと差があるのですが、実際は3月に申請をしたからといって、決定がおりるのは翌月になりますので、そのずれていることもあると思います。あとは、先ほど言ったような、申請をしたけれども、資産が見つかったということで取り下げになったりとか、却下というような形になっております。

以上です。

（諏訪）同じく廃止の決定した件数、1年間で98件ですけれども、自立ができて就労したり、いろいろなものかなと思います。主なものとしては。

（福祉課長）主な一番多いのは死亡です。高齢者の方が生活保護を受けているのが一番多い割合になっております。ですので、死亡が一番多い。そして、その次が就労につながって収入がふえたというような形、それと転出ということで、鴻巣からよそのほうに行ったという理由になっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、現在で生活保護受給者数というのはどのくらいになりますか。

（福祉課長）一番近い月ですが、7月の数字になりますが、652世帯で845の方が受けられております。

以上です。

（諏訪）では、最後にここの部分では、1人のケースワーカーの方が持

つ人数というのは大体 80 人ぐらいというふうに伺っていますけれども、今 845 人の方が受給されているのですけれども、福祉課さんの人数でこの対応はどのようになっていますでしょうか。

(福祉課長) 今ケースワーカーのほうで 8 人おります。それで割ると…今申請というか、保護のほうの数がどんどん、どんどんふえておりますので……済みません、世帯で 80 です。済みません、ケースワーカーは 8 人で、1 人 80 世帯になります。

以上です。

(諏訪) 225 ページです。一番下の地域活性化特命チームのところの整備積立金なのですけれども、これは総合病院誘致のためということで、いわゆる積み立てをしているわけなのですけれども、埼玉県でもう既に第 7 次になるのでしょうか、医療計画が出ています。これを見ますと、いわゆる鴻巣が所属しています県央保健医療圏で基準病床数が示されておりますが、3,323 床、現在既存病床数は 3,196 床というふうに出ています。ですので、217 床足りないのだということだと思われるのですけれども、こういった県の計画の中、計画等見まして、総合病院の誘致、この第 7 次の計画の中で進めることができるのかということをお伺いしたいと思います。

(健康づくり課長) 先ほどの県央地域の病床数が 127 床ということかと思えます。基準病床数が 3,323、既存病床数 3,196 ということで、127 床の中でというようなことかと思えます。今現在病院整備計画の公募が終了いたしました。7 月 19 日から 8 月 24 日 (9 月 11 日 P.1「7 月 23 日から 8 月 24 日」に発言訂正) までの期間で公募がされたわけなのですけれども、その状況を知るのがもうちょっと先になります。市といたしましては、今病院計画、そちらに手挙げをしてくる病院があるかどうかというのを今動向を注視しているような状況でございますので、それを受けてから、どうしていくかというのをまた方向性のほうは具体的に考えていきたいというふうに考えております。

(諏訪) 先日日曜日なのですけれども、お隣の北本市で北本病院、桃泉園さんが新しく病院を建てかえて、私たちもご連絡いただいたので、見

学をしまいにしました。もとの196床の病床数は変更はないのですけれども、いわゆる病床変更というのですか、今までなかった人工透析の入院ベッド数を60床新たにつくって、あとはリハビリのための病床を2倍にしているというように、病床変更をされて新たなスタートを切った北本病院なのですけれども、鴻巣市においてもそういった、新たな病院建設という枠の中だけでなく、既存病院を例えば移転をして、病床の変更をしながら、総合病院まではいかないけれども、必要な病床を確保するというようなところがあるのかなのか、民間病院のことですので、非常に情報は受けるのは難しいかなと思うのですけれども、鴻巣市の中にも幾つか病院があります。そういった病院がどこかに移転をして、病床数をある程度確保するような、今回の埼玉県の公募に応募をするような、そういった情報というのではないのでしょうか。

（健康づくり課長）その動きにつきましては、やはり公募の状況を見てみないと何とも言えない状況でございます。

以上です。

（諏訪）今回の地域医療の整備基金は、あくまでも新設の総合病院の誘致のためというふうに本会議場でも答弁されておりました。地域医療整備をするためにも使うというようなニュアンスにもとれまして、例えば既存病院がそういうふうに病床の変更をしながら、少し病床数の確保をするというようなことがあった場合に、こういった基金を、民間病院なのですけれども、もし総合病院に近いものであったとしたら、基金を使うようなことにはなるのでしょうか。

（健康づくり部長）私のほうからちょっとお答えさせていただきます。本会議場でも申し上げましたけれども、第1は今のところは総合病院誘致というところを目指しております。その中で、基金の設立の目的の中には地域医療体制の整備にも使えるということで設定してありますので。ただ、今委員さんお話しのお話の既存の病院が仮にほかのところに移転して出た場合にこの基金を使えるのかというお話ですけれども、まず鴻巣市の医療課題というのが大きく3つあります。救急の課題、あと小児科の課題、それと産科の課題です。そちらのほうを網羅している病院であれば、

この基金を活用する用意はあろうかと思えます。ただ、ちょっと今のところ具体的な話がありませんので、そこはちょっと申し上げられないというところです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 4 時 4 7 分)

(開議 午後 4 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたします。

あすは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 4 8 分)